

29

187

(M)

老大国

026709-000-9

29-187

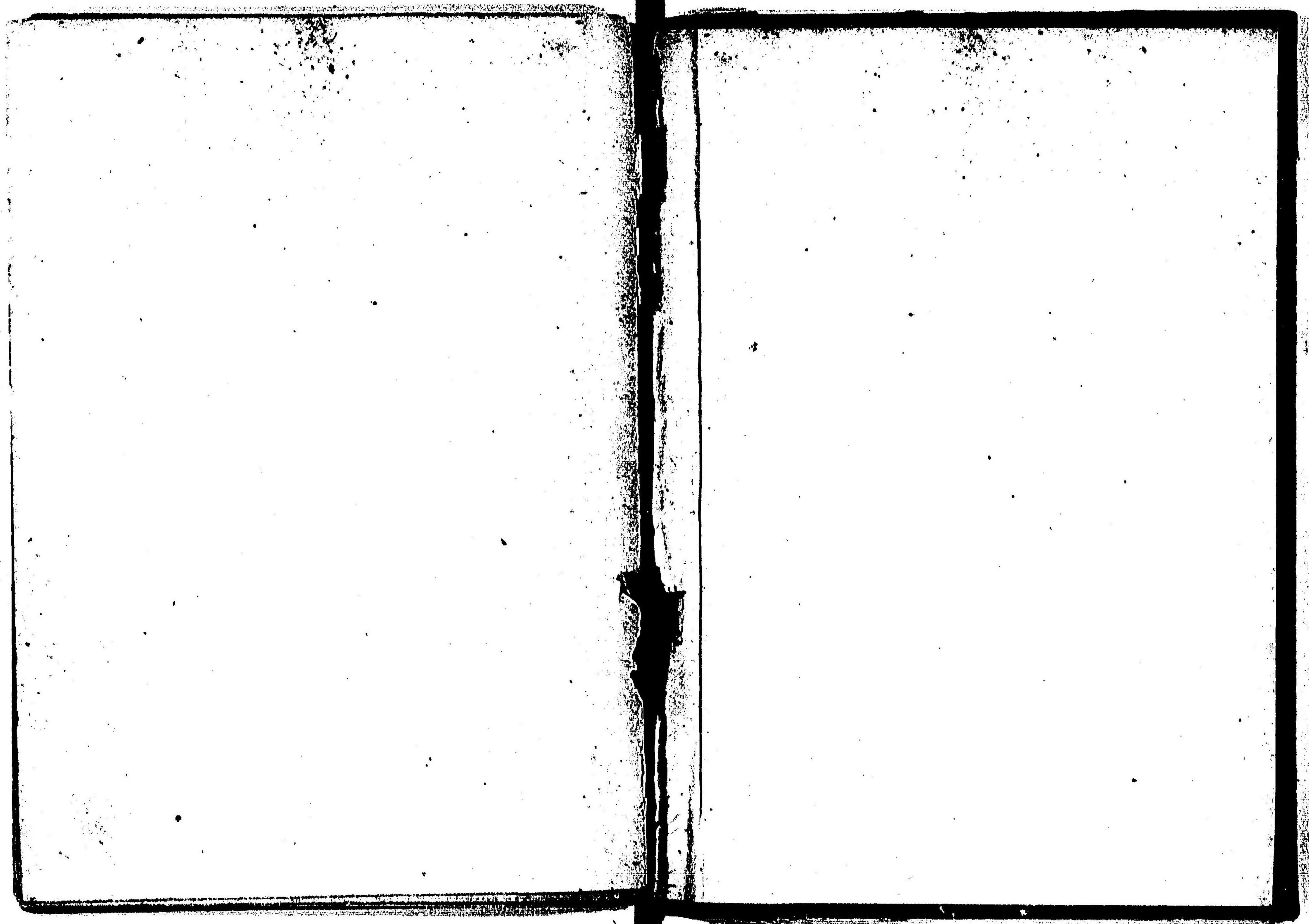
老大国

今泉 鐸次郎 / 著

M33

ADD-0405





木舌子有老大國編賦此以示

29  
187

南柯



燕山風雲起。大清砲聲驚。拳匪有何策。跳梁漫動兵。蟻奔龍潭堤。

烏合莫能禦。豈料勢猖獗。蛛起強且勁。星使重圍陷。未審死與生。

慘澹大津市。哀鴻北京城。萬里死義重。一劍去國輕。離離度絕海。

驚醒彼開甯。祖其半難拔。帝道何日亨。耽々者虎視。竟難脫禍坑。

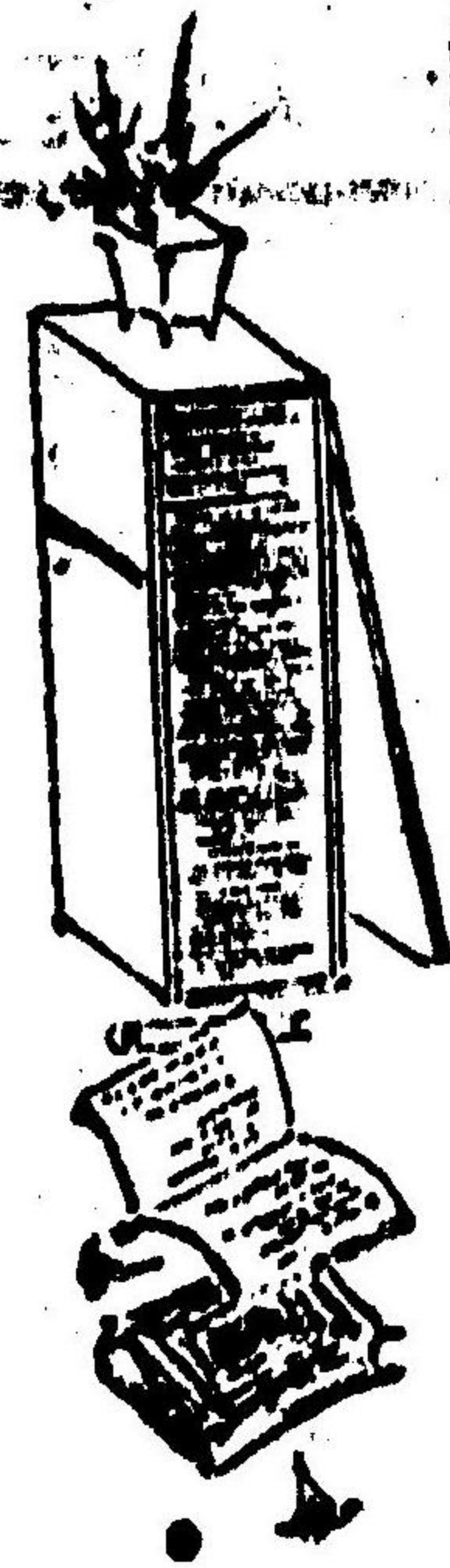
已割其鮮肉。方將活火烹。逐々逞狼噬。宿憤積不平。猛然修壘壁。

慨乎撫鏡鑑。難有折衝術。已訂玉帛盟。善鄰義何在。匡濟不表滅。

馴致今日變。何敢與廊清。並如唇於齒。同文是弟兄。唯憂瓦崩後。

孤柱難支撐。時難宜宏濟。何必事香并。維持鼎三足。變化棋一枰。

蚌精漁父利。此理太明々。飛電頻傳警。夜深對燈發。  
 至尊日軫念。草莽亦同情。運自有消長。略世在輪贏。我有萬言策。  
 寄托筆一雙。擬把摩天及。開折披襟判。



目 次

緒言.....	一
第一章 戦後の老大國.....	五
第二章 露國と老大國.....	二四
第三章 英國と老大國.....	四四
第四章 獨逸と老大國.....	六一
第五章 佛國と老大國.....	七四
第六章 米國と老大國.....	八七
第七章 日本と老大國.....	九二
第八章 老大國の運命.....	一〇七



# 老 大 國

今泉木舌著

緒

言

清朝の名士曾紀澤、曾て倫敦ブラックウッド雜誌に「支那の覺醒」と題する論文を寄せ、支那の長夜の夢より攪破せりと叫び歐洲人士をして驚駭せしめしか、清國に果して長夜の眠りを攪破せる乎、佛國人は日清戰役後の清國を警評して曰く、支那は戰爭以前に在ては一耳を掩ふて横心れるを戰後に至りて全く兩耳を蔽ふに及べりと、倫敦

タイムスの通信員キロル亦戰後の清國を評していへり、支那人の變調ある、英語を以て無さりのを有るが如く示すの語に當りてられたる外觀張舒は、支那國政府の終始を爲なすもの、支那の政策は決し

老 大 國

1

て虚構を設くる謀略の外に超脱するものに非ざるなりと、又曰く、  
 疑も莫く支那自ら威奮し醒覺するの期と、日清戦役前に於けると均  
 しく戦後に在りても極めて遠逝なりと謂ふべし、日本兵の野戰砲が  
 遠距離に於て般々たる響を發するのとき或は一時此昏睡せる巨人の  
 夢を駭かせしとするも、今や戦後此巨人の再び臥床に轉倒し、寧ろ  
 却て戦役以前より尙ほ深沈なる睡眠に就くに至れりと、清國の現状  
 に對し考一考せれば、曾侯の言は一二人士の覺醒をいへし者にして、  
 清國は依然として清人自りが云る如く「明かに不幸なる國家なり夥  
 しき俗吏夥しき貳を有せる坵土なり此二様の人民膏血に寄生する動  
 物は支那人民の忍んで其存在を容るさるべからざる所なり」との  
 境を脱せる能はざるを認めずむばあらず。  
 巨人の眠れるが如き此の老大國の、將來如何なる運命をか有する、

此世紀の問題として歐洲列強の外交家の卓上に提供せられつゝある  
 と、極東問題則ち支那問題なり、吾人が曾て國民主義必然の現象と  
 して舉げたる所謂支那門戶開放の如き、その一解釋たらずむばあら  
 ず、然ども、萬國平和會議の主唱者たる露國に於て、自ら平和擾亂  
 の種を下すが如きことい断トて爲すこと無しと唱言し、バルガン半  
 島の平和に對して擔保せりと稱せりも、半島の平和の將來よ於て何  
 時迄も露國の擔保によつて保維せらるべしとは認むる能はざるが如  
 く、仮令國民主義は世界外交主義の變化よして、門戶開放は其一現  
 象なりとするも、支那問題の此の一事によりて解釋を了せる者とは  
 いふを得ざるべし、端なく今回の動亂により、支那問題と更に急切  
 なる實地問題として列國外交家の卓上に提議せられたり、於是近年  
 一種の流行とも目すべき支那分割論の甚々として起れるに對し、保

全論を唱ふる者あり、其見る所各々異にして而て其言亦一ならず、或曰く、北京政府を破壊するの外と總べて空論若くは空論に過ぎ、説にして、北京政府を改革して垂死の病國を挽回し健全なる帝國となさむとするに到底架空の議論たるに了るべしと、或曰く、西太后の補佐を斥け光緒帝をして復讐せしめ、而して革新派に政權を執らしめて分割の危害を救ふべしと、然ども是等問題を解釋せんには少くも清國從來の情勢を查察し以て現下の情態よ及ばざる可らず、漫然一車變に對して保全と呼び分割と呼ぶが如きは、極東問題を解する以所にあらざるなり、

米露佛獨の諸國が會て中央亞細亞並に亞弗利加に於て執行せし外交手段は、今や極東に於て同一の箴録の下に施さるべき乎、彼我両存主義は極東問題の平和的唯一の解釋として執行さるべき乎、蓋し我

國は此の極東問題に對し當以發憤權を有せる者たるを忘る可らず、是れ吾人が識者と共に此の問題に就て大に攻窮する所あらんとする所以にして、而して遑遑なる將來に於て解釋を待つべき者よあらざるを認識せればなり、

噫清國將來の運命果して如何、今其の運命を占めるに先ち、請ふ吾人をして一言する所あらしめよ。

●第一章戦後の老大國

キロルは戦後の清國形勢を説きつゝいへり、余が滯留の一切覺醒の微候を觀察するに無益なることを知らしめたり、看よ北京政府は擧げて上下悉く昏睡せり、其最近戦争の附與したる課程につきては敢て大に學はんとする念慮、戦争に順みて一大威脅を抱ける微候に至りて遂に之を察するよ由なく之を窺ふに由なきなりと、實に然り、

日清戦争と、清國として長夜の春睡を撻破するに至らざらぬ。其に却て清國の悔るべくして而して武力的組織の全く朽廢せるを表白せしめき、老大國の潜勢力の從來列強の竊に畏るゝ所、然も其潜勢力の我國の打撃によりて其本体を暴露せり、之れ實に案外の事にして、當然の結果よりして言ひ、我國の打撃によりて無力を表明せりとするも、其春睡を撻破せざるべからざる筈なり、然るに何等の感奮醒覺を興へざりしと云に至りては、何人も蓋し豫想し能はざる所なるべし、戦後に於ける三國干渉は我國に取りて無比の屈辱たるの論なく、清國に取りても直に其干渉に屈從するは無謀なることといはざる可からず、然も外觀舒々を以て終始せる北京朝廷は喜悅せり、地方諸州の人士は滿悅を表せり、遼東を回復し日本を鎮黙せしめたり、中華の天子も唯一舉手一投足の勢を西方の外臣に試みたるのみよして彼倭奴の立所に大陸より掃蕩せられたりとは、當時彼等

が一般に喜悅せる意中の語なりしなるべし、是れ恰も湖南の軍隊が郷里に還りて、吾が軍隊の來着すべき風説の日本兵として熊駝の念を起さしめ忽ち雲を霞と逃げ落ちしめぬと揚言して得々たるに均し依然春睡の裡に嚙詰つゝある間に、駑中の驢の如き老大國は三國干渉の報酬を要求せられ、所謂西洋鬼の爲めに其野心を洩さしめざる事態に立ち至れり、即ち一千八百九十七年十一月所謂三國の一たる獨逸の軍艦二隻は、宣教師虐殺の報復を名とし膠州灣を占領し終に九十九年間の借入を約せり、次て所謂三國の主動たる露西亞は一千八百九十八年三月廿七日北京に於て不凍港と名て旅順港及び大連灣借受の約を結びたり而して佛蘭西と士官殺害の報酬を名として一千八百九十八年六月廣州灣の租借を爲しぬ此に於て干渉によりて一



時の恩惠を興へたる三國は斯く各々不法要求を爲して野心を遂行せしかば、英國も亦東洋に於ける均勢を名とし、露が旅順港借入れと同一の約を以て威海衛を借入れぬ、是れ要するに老大國が未だ其の存隆を攪破せざるの現象にあらずして何んぞ、

我國をして當有の權利を棄地せしめし露、佛、獨、三國の干涉は、眞實清國の爲めに闘るの意ありや否や等ハ老大國の廟堂を始め清民の考慮する所にあらざるなり、故に輪に輪をかけて誇大誇張自ら喜ぶ間に虎狼飽くなきの慾の背後より追求せられ、自國は熊掌一餅の肉たるに何等の感覺なきに至りては、誰か其失神を憐まざる者あらむや、此の憐むべき老大國を視察せる歐人が、官紀の紊亂し、國民の利己主義以外無頓着なるの狀を述し、英語のステートなる意義の支那國語に於て完全に該當せる文字なく、佛朗西に於て共和政府を

設立せるとき支那の地澤生と遂に反譯を試むること能はずしてレマブリックの音譯を川ひたりと稱せらる、利益の共同義務の對存等の思想ハ支那ハの腦裏に存在せずといへしと、決して詛言にあらざるべし、中興の大業實に千載の一時なり、若し夫れ陛下祖法に違ふを憚りて改革を斷ずる能はず、舊法を株守して一たび此時期を失せば臣竊に怖る、長く本朝の興る期無なく、多年ならずして内憂再び生じ、外患之に伴ひ、中國は之に終るハ英獅俄鷲の餌と爲り了せんことを乞ふと奏請し、更に滿洲國に伏せること三日、國都を中樞の地と選すべし文弱の弊を一掃して尙武の風を興すべし、軍法を胎革して兵力の實權を中央政府に總覽せし、財政を釐革して其權を中央政府に收むべし、士を採るの法を改め虛を棄て實を講せしむべしとの五條の建議を爲せる會國藩の意見が、長髮賊の鎮定後に於て用ゐら

れざりしより考ふれば、我國の打撃に依りて尙ほ其昏睡を挽破せる能はざるも、謂ありといふべし、

老大國に於ける我國の打撃ハ、北京朝廷并に老大國民として昏睡を挽破せるに至らざらしめしといふも、然も頑硬の見地を有する者をして聞々啓發せしめき、李鴻章、張之洞の如き支那帝國に在りてハ賢明老練當時第一流を以て聞たる人物なりしと雖も、交戦當時に於て、厚く露と結托して其兵力を借らんとしたりき、張之洞が皇帝に建議せる非日清媾和意見書なる者は、邊疆の土地を割きて之を露及英歐と興へ兩國の兵力を借りて以て日本を排斥せしむるに如か云々この意見なりき、見るべし、其頑硬にして事理に通せざるを、加ふるに湖南巡撫陳寶箴が、一列強果して分割の計を實行せば則公將た何を以て自ら處せんとする乎、との問に對し之洞は默然た

る之に久ふして後に曰一分割の後と雖も亦中國自ら尙ほ小朝廷の存する有るべければ吾自から亦た尙ほ小朝廷の大臣たるを失はばとと答へると傳ふ、樹法改革を唱へて有名なりし梁啓超は之を評していへり、張之洞との問答は實に自己の心事を自白したる者なるべし、勿論のみならず、支那全國二品以上大官員の心事如何と則ち張之洞自から之を代表したる者なりと、等同異伐の清國に在りては、是等の傳説或は誇針爲棒の嫌なきに非ずと雖も、兎に角張之洞の如き尙ほ頑硬の意見を懷きしを知るべし、然るに我國の打撃を受け、次て或は膠州に或は旅順大連の占奪となり、俄部凌犯糧食の禍爛と劇烈を加ふるに及び、始て其見地は漸く啓發せられ、東邦全局利害共通せざるを得ざる所以の理勢は於て漸く察する所ありし者の如し、而して獨り之洞のみならず、兼て革新の企圖を抱ける者、時事の日は非

なるを慨起て變法革新を唱ふるに至れり、然れども、是等清國志士の戦後に於ける行動を記すに先ち、老大國に於ける朋黨分裂の概況を述ふるの切要なるを覺ゆ、由來支那に於ける朋黨の分裂は太甚しく、區々褊隘頑陋の宿習は漸れ、互に黨派を分ちて相軋排擠す唯眼中自己學派等ありて保國の大義なる者存在せず、故に是を黨派といふも一定の主義目的の下に、立てる政黨的黨派ならずして、即ち情實的私黨なり、而して上下果げて滔々其渦中にあり、「東邦協會々報」に其朋黨の種類を大別せる者あり之に據れば左の如き。

(甲) 頑陋黨 —— 守舊黨

▲頑陋黨 ▲陰險派 ▲科舉派 ▲滿洲黨 ▲依露西亞派 ▲訓政黨

(乙) 漸進派 —— 兩端派

▲鄉愿派 ▲保位派 ▲射利派 —— 趨勢派 ▲製造派 ▲拘古派 (骨

董派) ▲修飾派

(丙) 進取派 —— 新政派

▲實効派 ▲義俠派 ▲理想派 ▲憲政派 ▲民主派 ▲革命派

是なり、而して頑陋黨は今日總理衙門の大臣たる榮祿、剛毅を始め官官派、京官派にして、純然たる滿洲黨の西太后を圍繞せる一團なり、頑固にして祖宗の法を尊びて變法を嫌ひ、唯其志望は愛親羅覺氏の福利滿人の榮利を保つに在り、漢族の利害榮辱の如きは毫も顧念するなく、而して彼等は其權力を維持するの要は唯兵力を把るに在りと爲せ、故に漢族にして兵權を有する玉崑、董福祥、聶士成、袁世凱等を屈伏馴従せしめ、以て自己の統括に歸せしめたり、加ふるも、西太后、榮祿、剛毅、等と勿論多くの滿州派と露國外交政策の慣用手段たる多大の賄賂と甘言の誘惑とを籠絡せられ露に依むとす

ば、**瞑目的毒藥**を投じて滿朝を斃さんとする者なり、即ち孫文の率ゑる興中會の如き**フレンオヴ**、**チャイナ**、**ソサイチー**(中友會)の如き是なり。

之を要するに、現下の老大國は守舊黨と開化黨と急激黨との三色を有すれども、上に西太后垂簾政を聽き、滿州黨の大官補佐の地位にありしよりして、北京政府は守舊黨の爲めに占有せらるのみならず、開化急激の兩黨、其壓服する所となりて殆ど閉塞の觀を爲し、而して現光緒皇帝は事實上虚位を擁する而已、皇帝は寶齡二十九歲同治十年稷宗皇帝崩するの後叔母西太后の爲め擁立せらる、即位の時尙は幼冲に在せしかば、太后簾を垂れて政を聽く、光緒十五年(明治廿二年)始めて大婚の式を挙げ親政の禮を行はる、時に迨べりと雖も其實の西太后尙は國政實權を擁して萬機を統轄親裁せらる、が

故に、皇帝の親政なる者、單は表面の空文たるに過ぎず、去れば此の皇帝が如何に銳意大革新を企圖せらるゝも其成功は期し難き所、元來西太后は垂簾政を聽くの際に於て、長髮賊の乱を始め捻匪回匪苗匪の動乱を平げ、或は露國との交渉を遂げ、或は清佛戰爭の局を結びし程なれば、終始老大國の大立物なりき、此の實權者が扱く可らざる頑陋れ守舊家たるに於ては、開化急激黨の意を伸すに所なきも謂ありといふべし、請ふ是を事實に徴せん乎。

康有爲が年少氣銳變法に傾心なる皇帝を擁して革新政治を遂げむとせしが如き、明に改革派の急潮と守舊派の頑硬との相衝突せるを示せり、始め康屢々上書して革新を説き、遂に破格の召見を賜はりしが、端なく帝の意に投合し親善を得て、工部主事より一躍して章京の職に就き急激なる改革事業に着手せり、而して帝は頻りに變法派

ば、限形的考案と投下て滿朝と斃さんとする者なり、即ち孫文の率  
ゐる興中會の如きフレンゾ、チャイナ、ソサイター(中友會)の如  
き是なり。

之を要するに、現下の老大國は守舊黨と開化黨と急激黨との三色を  
有すれども、上に西太后垂簾政を聽き、滿州黨の大官補佐の地位に  
ありしよりして、北京政府は守舊黨の爲めに占有せらるのみならず  
開化急激の兩黨ハ其壓服する所となりて殆ど閉塞の觀を爲し、而  
て現光緒皇帝は事實上虚位を擁する而已、皇帝は實齡二十九歳同治  
十年稷宗皇帝崩するの後叔母西太后の爲め擁立せらる、即位の時  
尙は幼冲に在せしかば、太后簾を垂れて政を聽く、光緒十五年(明  
治廿二年)始めて大婚の式を舉げ親政の禮を行はるゝ時に迫べりと  
雖も其實の西太后尙は國政實權を擁して萬機を統轄親裁せらるゝが

故に、皇帝の親政なる者ハ單に表面の空文たるに過ぎず、去れば此  
の皇帝が如何に銳意大革新と企圖せらるゝも其成功は期し難き所、  
元來西太后は垂簾政を聽くの際に於て、長髮賊の乱を始め捻匪回匪  
苗匪の動乱を平げ、或ハ露國との交渉を遂げ、或は清佛戰爭の局を  
結びし程なれば、終始老大國の大立物なりき、此の實權者が扱く可  
らざる頑陋の守舊家たるに於ては、開化急激黨の意を伸すに所なき  
も謂ありといふべし、請ふ是を事實に徴せん乎。

康有爲が年少氣鋭變法ノ傾心なる皇帝を擁して革新政治を遂げむと  
せしが如き、明に改革派の急激と守舊派の頑硬との相衝突せるを示  
せり、始め康康々上書して革新を説き、遂に破格の召見を賜はりし  
が、端なく帝の意に投合し親善を得て、工部主事より一躍して章京  
の職に就き急激なる改革事業に着手せり、而して帝は頻りに變法派

を親近し、或の革政の國是上諭を諷發し、或の科擧法の根底的改革  
 八股廢止の英斷を爲せしが、之れ實に清朝に在ては未曾有の英斷革  
 新にして、普通の場合にありても老大國に取りては難しとする所、  
 況や背後には變法を忌むこの蛇蝎の如き西太后あり、頑陋事理を解  
 せざる守舊黨の瀟漫するあり、其衝突なからんとするも蓋し得可ら  
 ざるなり、是に於て康の權利の手法救治すべからずと爲し、兵力を  
 振りてゲイデーター打撃的手段に出でんとせしに、却て守舊黨の一  
 時は崛起、皇帝を排し、康を始め其黨與を一網に打盡せんとせる  
 より、康等は僅に身を以て免れ、此の形勢再び變じ、西太后の實權  
 愈々固く、皇帝は終に廢立の運命を見むとするに至れり、畢竟する  
 に、此の政變たる、守舊派と革新派との衝突にして、假令其事變が  
 簡單にして容易に終局を告げしと云ふと雖も、其裏面に伏在せる階

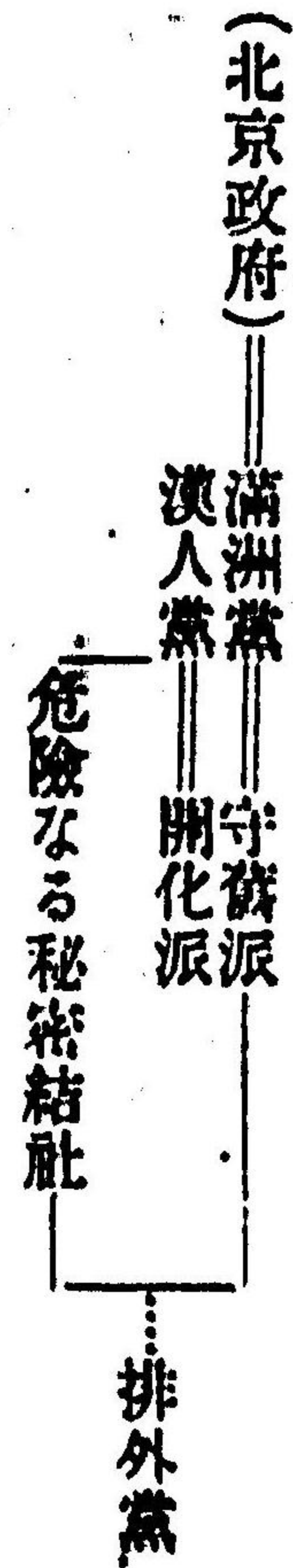
潮に至りては、極めて錯雜に、極めて斷續たり之れ老大國を観察せ  
 ん者の大に注目を要する所ありとす、而て後現下の北京朝廷と全  
 く守舊派の手に歸し、更に一層の頑硬を見るに至れり、若し夫れ總  
 理衙門の大官たる禮親王、慶親王、端親王、剛毅、榮祿、崇禮、徐  
 桐、溥興等の名を聞かば、蓋し思ひ半に過ぐるならん。  
 然ども然然たる老大國、管に頑陋なる守舊派、革新を圖れる革新派  
 滿朝政府を仆さむとせる一二の急激派存在するのみならず、實に危  
 險なる秘密結社の有るあり、即ち哥老會の如き、安慶道友の如き、  
 大刀會、小刀會、雙刀會の如き、白蓮會、天地會、英雄會の如き、  
 數へ來らば其數四五よしまらざるべし、殊に哥老會の如き、浙江省  
 にすら既に四五千の同類あり、其他黨羽浸染、長江一帶に填塞し、  
 一朝事あれば、湘南、滇中以北亦た一塊の乾淨土なからんとせむと傳

ふ、今や團匪事件として邦人の注意を惹きし義和團れ如き、亦此の類の一團なり、而して此他叛乱の原素たる不浪の徒亦乏しとせざる所、山盗、海賊、兵勇の如き、一として危険なる分子にあらざるのな、老大國の憂い當に外患のみならず内憂外患交々發れりといふべし。

要するに、現下の老大國之既よいへ如く、我國の打撃によりて未だ昏睡を覺破せざると共に、北京政府と依然西太后垂簾の下に滿洲派の守舊黨よて占有せることゝて、一國の行政組織の全く紊亂頹廢せる上に建てられ、上は總理衙門より下は地方の小吏に至る迄公務の何者なるを解せず唯眼中私利あるのみ、蠢々として一に其腹を肥すを勉め、貪婪至らざる所莫きより、自然北京政府の威信地も墜ち政令四方に行はれざるなり、是に於て、國政を刷新して民心を振興

せしめんとせざる革新派あり、自から中華祖國の臣民なりと稱し、朱明の正統の天子なり夷狄の爲めに篡奪せられたる者なれば種相繼族を放逐して明の天下を恢復せざる可らずと號言する革命派あり、教會の洋鬼子の童兒を拐し婦女を姦し、其眼を削り其心を刺くと信ト排外思想の爲めに外人を敵視する者あり、内訌の爲めに苦めらるゝより凶獸にあへば飢民が其口腹の爲に攫米、槍掠を爲さ者あり、或時の漢滿人種の争となり、或時は新舊思想の争となり、或時は無秩序の紛擾となり、混々濁々殆ど底止する所を知らず、其狀恰も十字街頭行人の相暗障するが如し、若し夫れ之を事例に徴すれば、今回の動乱の主動者たる義和團の如き是れ實に情人の通有たる排外思想の一団体にして、事に觸れ機に乗つて爆發せんとせる者の活劇を演せし者、康有爲の變法は新舊思想の衝突せし者、李鴻章、張之洞、

劉坤一等其他國政革新意見を有せる者の北京政府に入れざるは、  
 昔に新舊思想の相容れざるのみならず、又漢人として漢洲黨に容れ  
 られざる者たらずむばあらず、危険なる秘密結社の如きも、亦多く  
 は滿人政府を仆さむとするに外ならざるなり、而して北京政府の無  
 力無秩序なるの今日の動乱によりて明かなることなりとす。  
 尙ほ是を圖表すれば左の如し



義和團の動乱は偶々以て發せらるのみ、其乱階に至る所に充滿して  
 喧囂たり、況や今日の如く北京政府の積弱無力、爲めに國際的平和  
 を害せんとする者あり、若し夫れ一朝未測の變あらんか、所謂老大

國は亂麻の如く、愛親覺羅氏の天下未だ知る可らざるなり、

北京政府の無力なる既に斯の如く、老大國の亂雜なる亦斯の如し、  
 是に於て、老大國は一の埃場となり、列國は之に向て勢力範圍を説  
 き尙も棄すべきの口實機附あれば其侵犯蠶食の慾を肆にせむとせ、  
 故に老大内部れ一舉變は一に列強をして、其口實機會を興ふる者に  
 して、朝に寸釐夕に尺退るる所以の者、一に之に因らざるむばあらず  
 彼の排外思想ハ老大國人の通有性なりといふも、無謀無慮の暴動  
 を爲すとするも、何物か果えて之を挑發するに至れる者なるかは大  
 に深察を要する所、況や歐洲の列國即ち文明國と自稱する露英佛獨  
 の諸國が此に老大國に臨む所以の途果して當を得たる者なるか、  
 是れ亦大に深察を要する所なり、噫老大國は我國の打撃によりて其  
 昏睡を攪破するに至らざりき、然も遂に攪破の期莫かるべき乎、吾



人。は。断。つ。て。其。然。ら。ざる。を。認。む。る。者。な。り。今。其。然。る。所。以。を。説。く。に。先。ち。列。國。對。老。大。國。の。關。係。に。就。て。述。ぶ。る。所。あ。る。べ。し。

●第二章露國と老大國

有名なる露國新聞記者カー、スコリコーフスキー「露國對外政策」に於て所謂三國干渉を論じて曰く、「日本軍の連戦連勝は忽ち清國武備の薄弱を証明したるにより、我外交官の清國の困窮艱難に乗じ、英の日本を左袒せるの弊を倣ひ、共に與に提掣して尅大國を分割せんとし、多少考ふる所ありしと雖も、退て割壤の實相を窺ふに、日本并に英佛の如きは、土地豊沃に於て人口饒多の良土を獲るも、我の必ずや夫の長城以上の空野を收むるに過ぎず、斯の如きの割地我に何等の利なきを看破し、寧ろ彼れ清國との交誼を厚くし、更に他の點に向て需むるの得策なるを洞察し、故らに日本に一矢を放ち清國

の爲めに外交上の補助を爲し、遂に偉大なる奇功を擲了せんとす。又曰く、極東の平和を掩擁せし一大榮譽は、永く我露人の特有たるべく、將來の禍亂を未だ防込し入るのみならず、清國に絶大の援助を與へ、殊に砲煙の滅息するに當てや、償金の措辨に於て清國の究窮殆んど其極に達し、復如何ともし難きを見て、我露國の異數の保護を盡せり云々」と又曰く、試みに沈思冥目して露清の大勢を熟考するよ、清國の消長興廢は、一に吾人の頭腦より容易に左右せられむと見るの情勢あるの、深く信じて疑はざる所なり、是れ實に外交政策の鹽梅絶妙の致す所なり、敢て多言を贅せず」と、噫夫れ然る乎、噫夫れ真に然る乎、

露の老大國に對するや、三面包圍攻撃の態度を執れり、即ち一は東北滿州の原野より、一は北方西伯利亞一帶の地より、一は西方伊犁

新疆、巴密爾、喀什噶爾等の地よりす、然も老大國に於ける經營たる寸進尺伸、馳々として已むなし、苟も乘まべきの機會さへあれば、一步も假すなく一毫も逸するなく、陰に陽に有らゆる手段を盡して、以て其侵蝕の慾を滿さむとぞ、然るに老大國人、此の露國を以て親ひべき與國となし、飽く莫きの狼心をして愈々滿たしめむとす、是れ過去歴史の明に証せる所なり、

露國が遼東還付の干渉を起點として、老大國に於て經營する重なる事件を擧ぐれば左の如し。

- 廿八年四月 遼東還付の干渉を爲し、我國をして屈從せしめたり
- 同六月 清國に於ける千六百萬磅の金貨公債を保證す、
- 同八月 列國が東よのみ意を向けつゝあるに乗ト、吐魯番に領事館を新設して他日長江の上流を窺ふの端を開けり、

同十二月 膠州灣を冬期軍艦碇繋場とせり、

廿九年一月 華俄勝道銀行（露清銀行）を上海漢口に開設す、

同六月 芝罘前岸を割取す、

同十月 露清秘密條約、即ちカシニ―秘密條約原文端なく暴露せり、

同十二月 文部省留學生を北京に送る、

三十年一月 露清銀行の支店を天津に開く、

同三月 東三省鐵路總局及華俄銀行を北京の高麗館に置く、

同四月 ウフトムスキー侯露國戴冠式參列の返禮として一百万兩許りの贈品を齎し來りて北京朝廷を動かせり、鐵道局及び銀行の開業式を擧ぐ、

同八月 滿洲鐵道の起工式を擧ぐ、

同十月 露國より武官を派遣して蘆臺に入り清軍の訓練を掌らしめたり、此頃よりして清國總稅務司英人ロバートハート及び北部鐵道監督英人キンダーの排斥運動盛となりぬ、

同十二月 露國は旅順を冬期軍艦碇繋場とせ、

三十一年一月 露國外債相談を清廷に試む、

同三月 露國遂に金州半島を領有す、

其他山西鐵道を敷設するの權を得たるが如き、蘆臺鐵道に投資せるが如き、關外鐵道に就て英と争へるが如き、茲に其全經營を擧げ難しと雖ども今其要點に就て觀察を加ふる所あるべし、

露が東亞に向て勢力を扶植せんとせる一日に非ず、其遠大の政策と日清戦争の結果支那の弱點暴露せるにより愈々事實として顯はれ來れり、露は裏に陰に陽に、苟ら東亞の勢力を扶植するに必要なりと

認むる事と對しては周到細心の準備と果斷暴猛の決心とを以て之に臨まざるなし、見よ、其得意とせる懷柔策の如き、如何に用意の周到よきて細心なるかを知るに足る、從來頑迷の爲に超然として世界金融界の渦中に陥入せざる、然も奇異なる經營の下に僅に五十萬磅に超るざる外債を有せる清國も、日清戦争の結果外債を起さざる可らざるに至れり、周到細心抜目なき露國は懷柔の一手段として千六百萬磅の金貨公債を保證せり、羅豐祿が慨せる如く之れ正しく露國が大に清國に干涉すべき端緒を啓ける者なるに、遼東の還附を以て一に露の賜となし、喜悅し感泣し、其反感せられしに心附かざる北京朝廷なれば、均てく保證を感謝せる背後に於て、吐魯番に領事館新設して露の野心を顯れたり、是れ三面包圍の一角たる蒙古經營の漸く歩を進めし者にして、吐魯番は伊犁事件の時に當り、左宗棠

が對露軍を屯駐せしめし哈密の西方に位する一鎮、換言すれば天山南北路の要衝にして、他日長江の上流を窺ふの前衝たるは識者の齊しく認むる所なりとす、而して露の更に華俄道銀行(露清銀行)を創設せり、其發企人は露國帝室に縁故あるウフトムスキー侯よして、資本主と露國政府なりといふ、而して其性質たる普通銀行と異なる者あり、即ち清國の中央金庫抱負し、加ふるに鐵道敷設、電線架設、不動産の賣買を爲し、剩さへ政府の獨占とも謂ふべき貨幣鑄造を爲し得べし、何の銀行か斯る特權を有する者かある、實に露清貿易上大ある便宜を興ふるのみならず、尙に其前途を豫想して當年の東洋印度會社に比する者あるは、必ずしも架空の見にあらざるなり、北京朝廷は既に露を以て親むべき與國となす、故に其旨として容れざるなし、露も亦陽に清廷を懷柔して陰に其野心を遂行するに躊躇

する莫し、露帝戴冠式を舉げし際の如き清廷は大使として王之春を撰任せしに大公使が故障を申込みより、其旨がまゝに李鴻章を特派することとせり、而して戴冠式参列の返禮使として彼の魯滄銀行發企人たるウフトムスキー侯が三十年二月北京に到りし際の如き狐狸の人を魔せるが如く、一百万兩圓以上の贈品を振りまき、且つ此間に於て銀行及び鐵道局の開業式を舉行し、清國の官商を招待して出來得る丈けの優遇を爲せしかば、露國謳歌の聲の天よ響き、官場の風景は宮廷の風景と共に一變し、依魯の情を一冊の厚さを見るに至れり、亦以て其懷柔策に力を効すの周到を知るに足る、然も其裏面の消息を解すれば、カシニールが大使撰任に異議を挟み、以て李鴻章を起たしめし者、抑故あり、馬關條約の裏面に於て明に我國辱を包有せる者、締約の結果伊藤陸奥が得々たる背後に於て三國干

涉は既に變來せり、李の敏腕見事に伊陞を翻弄して條約を締結し三  
 國干渉を置土産として國に歸る。然ども清廷の無秩序なる政令の區  
 々たる李を以て社稷を誤れる者となし。李は遂に官職を罷れて屏居  
 せるの已むを得ざるに至れり。是に於て。カシニは李に説き。再  
 ひ世に出さしむる報酬として魯に利益ある草案を作り。李を清廷に  
 薦め其草案を携へ星槎萬里の途に上らしめり。之れ所謂喀希尼秘密  
 條約なる者なり。然るに其開印したる條約の總理衙門の議に上るや  
 一人を除くの外自餘の王大臣悉く反對せり。皇帝も亦不滿なり。到  
 底裁可の見込なきに至れるよりカシニ得意の辨腕を揮ひ甘言快辭  
 以て西太后を動かし。遂に批准を経るに至らしめたりといふ。而し  
 て其條約の重なる規定と。浦港より吉林省の首府に。西伯利亞の都  
 府より熱龍江省の愛琿。齊々哈爾。伯都訥。吉林府に延長せる鐵道

敷設權を露國の既得權とし、山海關、吉林の鐵道ハ清國自ら其敷設  
 に當り得ざる場合は清國之に代ることとし山海關、牛莊、旅順、大  
 連灣等の鐵道ハ露國の通商の利便を謀る爲め清國に於て敷設せると  
 とし、旅順、大連に關して左の規定を爲せり、曰く、旅順口、大連  
 灣並に其附近ハ、軍路上要害の地點なるを以て將來の危險を豫防す  
 る爲め、速に其堡塞を修繕し、適當の守備を施すべし、露國は兩港  
 を保護する爲め必要なる助力を爲し、他邦の之に侵入することを許  
 さざるべし、清國は決て之を他邦に讓與せざるの義務なり、將來  
 若し事起りて必要の場合に迫るハ或は露國が他邦と戦を交むる事  
 ならば、清國は露國をして攻守に便ならしむる爲め一時其海陸を兩港  
 によ集する事を許すべしと、知るべし、露國の雄大なる蠶食的政策  
 は周到細心なる準備の下に其鋒銳を顯し來れるを、馬關談判の商議

中、聖彼得斯堡駐劄某國公使は其本國に打電して、露國は現今の葛藤に乗じ其勢力を清國に加へんとし、清國の北部及び滿洲を占領せんことを希望し、日本が同地方を占領すると及び朝鮮の保護者となることに反對すべしといへしか、不幸にして事實の端緒を茲に開けり、然も此の條約に據れば、旅順、大連の兩港の、有事の日にめらざれば一時たゞと借用するを得ざることとなるに、露の野心は幾日ならずして百尺の竿頭更に一步を進め、得意の蠻勇を鍛して兩港を占領するに至れり、

吾人は今旅順、大連の占領を記するに先ち、露が一面に鐵道政路に力を用ゆる一斑を記すべし、蘆漢鐵道は北京城外蘆溝橋より清國の中心たる湖北の漢口に達する江北の大幹線なり、然ら其の投資に就ては事北京に於ける實力の消長に關する所至大なるより列國爭て清國

清國に資金を貸さむとせしよ、露の東洋に野心なき白耳義を楯に立て實の露清銀行其財主となりて貸資せり、是に於て若し低當流れとなる場合に、中實同銀行の手に歸することとなりたれば、殆んど老大國の北半を舉げて露の膝下に致せよ異ならざるなり、山西鐵道も亦其工事の露之に當ることとなり、山海關牛莊間の鐵道に於ては露英に一籌を輸したりと雖も、關外鐵道の一たる滿洲、東三省の鐵道、即ち滿洲鐵道を甘々其手に入れたり、議者の言に曰く、滿洲鐵道は一時は露國が支那經營の手續りに過ぎざりしも、今となりては將來必ず來るべき日本との戰爭に對する必要なる準備となりぬと、稍や誇大の見たるが如しと雖も、露が據て以て東亞の勢力を扶植せんとするの覆ふ可らざる事なりとて、唯露が遠大の政策を施す上に於て如何に周到にして細心なるかと、漸次其鐵道を自國の手に歸せ

んどもその一事に徹するも察知するに難からざるあり、  
 有時の日にあらざればとて條約を結びし露國が、何故に囊中の銳を  
 脱するに至りたる乎、蓋是が刺激を與へし者一あり、曰く獨逸が膠  
 洲灣の占領、曰く英國が獨逸と共同して清國の外債を引受け以て露  
 の貸款を破すし、是なり、膠洲灣に露が曾て冬期碇盤場として借  
 入れし者、元來よりすれば露の繩張り中に在り、然るに獨逸が先づ  
 同灣を占領せんとするや、事前露の承諾を求めぬ、膠洲灣の占領と明  
 かに支那の現状を破壊する者なれば、其現状を維持せんとする上より  
 も、野心を遂行せんとする上よりも、露と反對の態度を執らざる可  
 らざる筈なるに、案外にも反對の意を示さざりき、然ども是れ露が  
 更に大なる野心を包藏せるに依る者、宜なり清廷が止むなく獨逸の  
 要求を容れんとする頃、於て、突然露國の軍艦は旅順に入り、獨逸の

露が先に自國の占領を默認する所以の者を以て、其舉動は攻勢を認  
 むべき者にあらずと辨明せりと雖も、露の野心は此の時、於て既  
 明かなることなりとす、加るに獨逸は一日膠洲灣を占領してより只  
 管英の好意を得むことを力め、且つ露は當時清廷が償金普濟の爲め  
 一億萬兩の外債を募らむとせるを引受けむとせしも、事不調に歸せ  
 しかば、兼て獨逸同一の要求を爲さむと期せし英國が引受方を申込  
 めて、元と魯が外債を引受けむとするも其得意なる懷柔策に出でし  
 者なれば、仮令自國の内訌は不調に歸せしとするも、英の所置には  
 反對せざる可らず、是に於て強硬なる反對を爲せり、然ども結局英  
 獨兩國政府の表面上關係なく其資本家に於いて引受くることとなり  
 たり、況や獨逸既に膠洲灣を得、英も亦英清條約を結べるをや、是  
 れ豈露の忍ぶ所ならむ、代理公使ハフロッツ短兵急に清國政府に迫

りぬ、露の東亞に於ける野心之遂に包みされざりしなり、仮令へ得意の恫喝手段よせよ、二週間以内に確答せしむば最後の手段も出づべしと強迫せるより「勿論且夕之苟安、勿レ畏ニ慮言々恫喝、上焉拒ニ俄請ニ以聯ニ英日、次焉求ニ公保ニ以絶ニ俄交、然後發憤變法、則國家將有所頼」どの慷慨なる上疏もあり、其の不可なるを争へしものも亦た妙からざりしと雖ども、遂に其要求の全部を容れ、三十一年三月廿七日條約を締結し、旅順口大連灣は露國の占領に歸するに至れり其條約に依れば借用期限廿五年間なれども満了後續租し得べく、況や伯都納より奉天を経て旅順口に鐵道を敷設し、又新を得たる借地區域の境界より遼東の西方海へ支線を敷設するの自由を有し、且つ支線開通に至れば其の終點たる海岸へ旅順大連同様に貸讓さるべきことなれば、彼の蘆漢鐵道、滿洲鐵道等と相俟て遼東半島、滿洲三

東省の事實露の膝下にありといふべし特に清國軍艦及び商船と港灣に出入する自由を有すといふも、外國士官を載せたる者は港内に入ることを得ずとの口實の下に福靖號の如く入港を拒せらるゝに非ずや、去れば事實に於て兩港は全く魯の手に歸せりといふを得べし、魯は既に西伯利亞鐵道の終點として此の不凍港を得たり、渤海灣の門戸に於て天嶮無比の軍港を得たり、其の得意想ふべし、而も此の一串東亞の均勢を破壊せらるゝを奈何せん、

抑も遼東の割地に關し三國殊に魯が異議を提起せる理由如何、遼東半島を日本にて所有せることは、常に常に清國首府を危ふするの恐あるのみならず、是と同時に朝鮮の獨立を有名無實となすものにして、右と將來極東永久の平和を對し障害を興ふる者と認む」といふよあり、然るに我政府は「日本政府は奉天半島に於ける永代占領權



は金洲廳を除く外は總て之を拋棄す」となし、大連及び旅順のみを  
 領有せんとせしに、露は飽く迄も東洋の平和を破る者となし、あら  
 れもなき強硬の態度を執て我國を強迫し、遂に我國民をして千歳忘  
 る、能くざる大屈大辱を見るに至らしめ、

我國と既に三國の干渉によりて優勝權を放棄せり、三國にして果し  
 て東洋の平和に意わらば、遼東半島特に其點眼たる旅順等は永久何  
 れの國たるも占領するを許さざるべき筈なり、是れ我國を去て其  
 權利を拋棄せしめし三國の責任といはざるべからず、

然るに獨先づ膠洲灣を占領し、魯も亦東洋永久の平和に障害を與ふ  
 ると稱せる旅順口、大連灣を占領するに至りては、是れ自ら言へる  
 如く極東の均勢を破壊し、東洋の平和を危殆ならしむる者よならず  
 して何ぞ、我國にして之を占領せれば平和に害ありと、自國の占

領は平和に利ありとする特種の理由存する乎、吾人は我が當局者は  
 畏縮を以て政路となり、何等の主張も無く何等の企圖もなく、偷安息  
 姑、嘗て忠言を致せる邦國をして却て遠附の地に蟠據するを坐視し  
 權力の均衡と東洋の平和を維持する所以の道に於て一も施爲する所  
 なく、以てムザク露の跳梁に委するを痛む者なれども、去りて  
 露の暴狀も亦太甚しからずや、仮令老大國と雖も臥榻の傍外人の齟  
 齬の如し、此を裂て起たむとする者あるも前に謂ありといふべし  
 維滿洲黨が懷柔策に魔せられて依然依露の情あるに至りては噫是れ  
 果して何事ぞ、

西伯亞利鐵道は從來世界の一大問題なり、然ども其終着點を以て浦  
 港とせざるに於ては露の遠大の野心を極東に向て肆にする能はざる  
 者あり、此に於て滿洲鐵道を自己の有に歸し東亞に勢力を扶植せらる

の○一○階○梯○を○作○れ○り○、○而○か○も○送○東○に○於○て○根○據○地○を○有○せ○ざ○れ○ば○能○を○滿○て○  
 眼○睛○と○點○せ○さ○る○が○如○し○、○露○が○此○の○絶○大○の○野○心○を○抱○て○東○亞○に○莅○め○る○一○  
 日○に○非○ず○、○然○る○に○案○外○に○も○我○國○が○半○島○の○地○を○領○有○せ○む○と○す○る○よ○り○、○カ○  
 ー○、○ス○コ○リ○フ○ス○キ○ー○が○い○へ○ー○如○く○、○寧○ろ○清○國○と○交○誼○と○厚○く○ま○て○、  
 更○に○他○の○點○に○向○て○需○む○る○を○得○策○と○せ○し○な○ら○む○、○セ○ン○ト○ペ○ー○ト○ル○ス○プ○  
 ル○グ○駐○劄○某○國○公○使○の○打○電○せ○る○如○く○、○清○國○の○北○部○及○滿○洲○を○占○領○せ○ん○と○  
 の○意○思○よ○り○我○に○反○對○せ○し○な○ら○む○、○之○を○當○時○の○情○勢○に○照○合○す○れ○ば○瞭○た○  
 る○事○な○り○と○す○、○是○に○於○て○か○干○涉○を○試○み○ぬ○、○果○し○て○優○大○な○る○奇○功○を○博○  
 了○し○ぬ○、○亦○以○て○一○舉○一○動○は○悉○く○其○遠○大○な○る○政○策○の○上○に○立○て○ら○れ○し○を○  
 知○る○に○足○る○べし○、○元○來○遼○東○の○地○た○る○、○就○礎○不○毛○、○然○も○露○の○是○を○得○む○  
 と○も○る○者○實○に○上○來○の○希○冀○に○し○て○、○而○ま○て○我○の○是○を○得○む○と○も○る○者○も○亦○  
 一○に○露○の○南○下○を○防○遏○し○て○以○て○東○洋○の○平○和○を○維○持○せ○ん○と○す○る○に○外○な○ら○

ず○、○露○の○惘○喝○我○の○畏○縮○、○對○し○來○れ○ば○吾○人○痛○恨○骨○を○刺○す○の○思○に○堪○へ○ざ○  
 る○也○、

之○を○要○す○る○に○、○露○が○東○亞○に○向○て○野○心○を○包○有○せ○る○こ○と○及○び○、○其○野○心○を○  
 逞○ふ○す○る○上○に○於○て○あ○ら○ゆ○る○手○段○を○盡○し○、○今○や○既○に○東○亞○の○平○和○を○危○殆○  
 な○ら○し○め○む○に○足○る○の○情○勢○あ○る○は○上○來○の○記○事○讀○者○の○知○了○す○る○所○な○る○べ○  
 し○、○然○も○尙○は○同○一○氣○法○を○以○て○苟○も○機○の○乘○ず○べ○き○者○あ○れ○ば○逸○せ○ざ○ら○む○  
 こ○と○を○力○め○つ○ゝ○あり○、○今○日○若○し○露○に○し○て○悲○劇○を○演○せ○ん○と○す○る○の○意○わ○  
 ら○む○乎○、○清○國○陵○寢○の○地○は○早○も○鐵○騎○は○蹂○躪○し○去○ら○む○と○す○、○彼○の○清○國○の○  
 消○長○興○廢○と○一○に○吾○人○の○頭○腦○に○よ○り○て○容○易○に○左○右○せ○ら○れ○む○と○す○る○の○情○  
 勢○あ○り○と○は○、○架○空○の○言○に○あ○ら○さ○る○な○り○、○故○に○吾○人○は○老○大○國○の○爲○め○に○  
 圖○る○、○我○國○人○の○如○く○、○恐○露○も○不○可○な○り○と○雖○、○俄○露○の○情○念○の○第○一○今○日○  
 に○於○て○斷○然○絶○た○さ○る○可○ら○さ○る○事○な○り○と○す○、○而○し○て○滿○洲○黨○が○實○に○露○の○

爲めに爛泥せる者、殆ど狐狸に擬せられしが如し、是れ老大國の革新を説く者の三たび意を致すべき所にして、露が從來嚴密の準備と周到の經營とを以て東亞に益める跡を考ふれば、吾人の言必ずしも一時の猜観にあらざるを知るに足らむ乎、

●第三章英國と老大國

英國外務次官カーゾン曾て下院に揚言して曰く、最近數箇月間我國が沙那に於て得たる特權は我と競争せる其他の列國が得たる者の合計より遙に大なりと、豈に曾に數ヶ月のみならむや、吾人は英國が一度老大國に於て雄大なる企圖を試みし以來、若々其宿志を遂げ奇功を博了せるを驚嘆せずむばならず、英の出納尙書ヒックス、ピイチ公言して曰く、我輩は支那を認めて歐洲其他列國の爲めに備へられたる征伐若くは併呑の場所なりと爲さず、英國の商業及び廣く

は世界の商業に對して將來最も有望の場所として之を見たり、故に高價なる戦争を敢てするも其門戸を閉鎖せることを許さずと、之れ曾にピ氏一箇の見たるのみならず、其内閣員より在野の家治家に至る迄、東亞の平和、商業上門戸の開放等に就て一致の議論にして、是を現時の清國動亂に對する朝野の政論に徴するも、明かなることなりとせ、然れども其所謂平和を説き保全を呼ぶ者、眞意果して那邊に存するかは英國對老大國の關係を觀察せん者の周到なる注意を要する所なり、

英の老大國は益むや、露の如く蠻猛の行動なしと雖も、然も眞綿にて頭を縊るの趣あり、而して其收得に至りては獨佛に譲らざるのみならず、却て露に優る者あり、見よ、湖南省の岳州を開港せしめたり、内地河川江湖の自由航行の權を得たり、緬甸鐵道を雲南府に延

長まるの權を得たり、外債の貸款を引受けたり、其擔保として沿江諸省並に浙江省の釐金徵收の權を總稅務司に收めたり、總稅務司ロバート、ハートの位置を鞏固にしたり、香港殖民地の區域を擴張したり、清國海陸軍再興改造の協議を受けたり、而して所謂英清約定に依りて清國の富源たる揚子江地方不讓與の質首を得、且つ露が旅順大連に於けると同様に威海衛を領有するに至れり、是れ即ち列國の得たる合計よりも遙よ大なる者にして、若し英をして言としむれば、單よ既往の商權を保持するの手段にして、併せて露、佛、獨の諸國が支那分割の野心をも杜絶し、長く東洋平和の擔保者たる任務を盡す者なりと公言せるなるべしと雖も、之に對して老大國民及び我國民の肯首すべきや否や、

揚子江南は知人の、今回の事變に關し吾人は語りて曰く、既に「北清

日報」の如き今より氣早も他口の希望を述べ、或は土地分割の今日提起すべきものにあらざ、又と國都を宜しく南京に遷すべしなど、彼の揚子江流域は隱然自己(英)國藥籠の物たるが如く看做し、其上灘都説を持出して自ら傀儡師に扮せんとするに至れりと、眞に然り英の揚子江沿岸を以て自國の有視せり、否な寧ろ自國の有たらざる可らざる者と爲せり、是れ畢竟其目的大平洋制海權と極東大陸最權要富庶の方域を密にし、而かも之が經濟的利益を永久占領せんとする者にして、即ち土地併吞の責任を避け、永く其利益のみを吸収せんとするに在り、(北京公使館報告)換首すれば揚子江流域を中心として南清を奄有せんと欲するに外ならざるなり、吾人が雄大の企圖といふは即ち是なり、而して其行動一に對露に出でずんばならず、キヨル(倫敦タイムスの通信者)の英國の對東政略を論じ、支那分割

を促進するの政策を排し楊子江沿岸の地に向つて他國の食指を動かさしめざるべきを説き、且つ英、露の世界に於て亞細亞の二大帝國にして、屹立する者既に中央亞細亞に在りて各其區劃を保存し、相衝突するの危運を避け得たゞとせば、何爲れど又極東に在りて同一の雅量忍容を以てし、龍虎相完きを期し得ざらんやといへり、而も之が裏面を解釋すれば、英露の利害の相衝突せんとするの形蹟あるを了得すべく、露が英に對し英が露に對し、互に相疾視するの情勢を知るに足るべし、唯英は露の如く突飛ならず、其雄大の野心は常に豺狼の綿羊を襲れるが如くにして發現すと雖も、其歸する所に於て一なり、去れば、英の行跡を解せんと思はざる者は露を忘るべからず、英の主張を釋かむとする者は、羊皮を襲れる裏面を看破せざる可らず、請ふ是を事實に徴せん乎、

英が經濟的權利々益を永久占領せむとするの事實は、老大國に於て占有せる鐵道の各線路に依るも明かなり、即ち山西省線、河南線、直隸省諸線、直隸省至江蘇省線、江蘇線、江蘇、安徽及び河南連絡線、江蘇、浙江線、浙江省線、廣東線、湖北、廣西及び廣東貫地線雲南、貴州及び四川貫地線として、其線路數九、五千六百哩餘に達せり、(千八百九十八年末北京駐劄公使クロード、マクドナルドの調査)亦以て東亞に於ける所謂勢力範圍の實効著るしよを知るに足るべし、吾人之尙ほ一步を進め英が所謂勢力範圍に力を用ゆる實証として公債談判及び威海衛占領の二事を擧ぐべし、獨逸が突として膠洲灣を占領せるより、英は其權利に匹敵すべき者を得むと所期せる折柄、清國對露國の外債引受談の其要求の過當なるが爲めに不調に歸せし

かば、更、英との相談となりたる、是に於て英は貸款條件として、支那の財政監督を爲す事、揚子江地方を他國に讓與せざる事、大連灣の開港する事、内地通商の自由を擴張すること、條約港に於ける釐金を免除する事等を提議せり、清廷と大連灣の事は露國の抗敵のりしを以て背せざりしも、他は略ぼ其條件を容れむとせるより、佛露の公使の強力なる反對を試みぬ、清廷は殆ど板挟みの地位に立てり、究困の末已なく何の國よりも外債を求めざることを決し、更に我國に向て償金支拂の延期を請へしも、伊藤内閣の無能なる、列國爭勢結果清廷をして困厄に立たしめしを察せず、直に其請求を拒絶せしかば、清廷も已むなく遂に滙豐銀行の如き德華銀行の如き英獨資本家の手、依りて所辨するに至れり、キロル其間の顛末を述し、且曰く「總理衙門たるもの、今や英獨の資本供給者へ仮令過ぎし以佛露の

行ひたるが如き議定書と要求するを欲せざるにもせよ佛、露兩國に負債して其避くべからざる結果を逃れたる點を付きて大に謝意を表して可なるべきなり、」と我爲政者は之に對して何等の言を爲さべきぞ、坐して格外の利益を收得し、却て謝意を表すべき義務ありと要求す、恐くば是れ英人の公言を憚らざる所なるべし、而して是れ一に外交の手腕如何に在りて存するを想へば、吾人と我當局者の無能無爲を浩嘆すると共に英の周到機敏なる外交に感せずむばあらざるなり、格外の利得とは何ぞや、表面の公債談判不調の後、即ち三十一年二月下旬に締結したる清約定是あり、曰く、  
 一、支那内地の水路は、來る六月より英國並に他の列國船舶の往來に開放をべし、故に今回の條約に依り從來内國人の船舶を使用せし者も、向後は船舶の所有主は内地人にあれ外國人にあれ勝手

に使用往來するを得る事、

一、揚子江沿岸の地を支那帝國の版圖として保存せる事、大英國に取りて重要な事なるに因り、支那政府に誓ふに揚子江沿岸の地方は、向後何れの邦國にも抵當借地若しくは讓與等を爲さざることを以てせり、

一、海關稅總務司の職掌は向後もこれ迄の通り英國の商業にして支那の諸開港場に於て他の邦國の首位に在る間は、英國臣民の一人を持って必ず充つべき事、

一、向後二年間に湖南省に一の開港場を開設すべき事、(二月廿二日英國公務報告に依る)

斯くて間もなく此の約定に基き、岳州、福寧、秦王嶋、吳湘は開放せられ、揚子江流域之全く其權力範圍内に歸し、而して露が強力動

かさんどせま、ロバート、ハート及び鐵道技師總監キダーの地位の鞏固となり、清國財政の一部并びに同國鐵道敷設上の權力は依然英人の手に歸するに至れり、是れ豈利得の格外にわらずして何ぞ、

蓋しハートと其儘に總稅務司に過ぎずと雖も、糾紛せる清國の財政を整理し關稅の鎖鑰を握れること、て王大臣の外より一大勢力を有す換言すれば清國稅關の一手受負人にして清國政府の死命を制するなり、露の如き、ハートを動かかし自國人を以て充てむとの野心を抱け

る一日に非ず、故よ公債引受條件として此の事を加へしと雖も成功なく、又佛も獨り均しく排斥を謀れりと傳ふれど、實に徒勞に歸せしのみならず、ハート永逝の後と雖も總稅務司の職は英人の手に存まべしとの保証を得、且つ外債の擔保として沿江各省及び浙江省等六省の釐金徵集權を得たるより、ハートの地位は益々鞏固に且つ其

威力も層一層を加ふるに至れり、去れば清國財政の樞機は何時迄も英人の手に歸せりといふを得べし、而してキンダーの鐵道界に於ける亦一箇のハートたり是も於て乎、英の勢力は此の方面より支て扶植せらるべきを察するに難からざるべく、又以て其企圖の深遠にし、用意の周到なる轉た威服に堪へざるなり、

南清の利益を擁護すと稱し、勢力範圍の擴張に力を致せる英國が北清に於て威海衛を占領するに至れる事由如何、英のデブロマチカス曰く、昨冬事變(膠洲灣一件並に旅順事件)と明かに我英國政府の怒忽を痛戒し、内閣大臣も課するに此大問題考慮の急要任務を以てしたり、而かも之と同時に北京に於ける外債募集協商に關する列國外交的爭奪と、英國内閣を猛烈刺激し、以て其決心結論を世界に宣告せるの機會を英國に與へたりと、げに英の獨逸の膠洲灣占領に對し

て同等の權利を得むと豫期せることゝて、公債引受條件として大連灣を得むとせしに、露は非常の強硬なる抗議を爲しかば、英も其要求を撤回せるの己むを得ざるに至れり、然ども英は露にして支那に港灣を得る場合に、各國の自由港として開くべき旨を得たりと爲し、サリスベリーに如き、上院に於て斯く公言せるも拘らず、露は軍港として借入る者までも公開すべしとは誓約せざりしといふ計りの態度を以て、渤海の門戸に天險無比と稱する旅順港を占領せり、此に至りては先の言なる者も些の効力なく、英は大連灣の開港に於て露の大詐欺にかゝりたる形跡ありと評する者あるも、必ずしも失當の言にあらざるが如し、然りと雖も山來外交に抜目なき英國、何れぞ獨り露の跳梁に委するをせん、倫敦タイムスが當時「我より始め重を措かざる條件を提出し、更に我が最も切望する所



の條件を擧げて之に代へ、敵手をして己ひなく之を應諾せしむるも最も老練にして且つ最も則るべき外交術也」と論せし如く、英は其則るべき外交術を揮へ、露の行動は極東の均勢を破壊する者と爲し今回の事たる、其關係最も重大にして、輕忽に許諾すべからず、清國若し要求に應ずるならば、東方の均勢は全く平衡を失ふに至るべく、事此に至らば英國も亦相應の處置に出でざる可らず、と提議し、暗に威海衛の占領を以て清廷に迫れり、威海衛はタイムスの所謂我の尤も切望せる者なからむか、英の再び露の旅順占領に對して考慮を促せりと雖も、清廷と遂に其要求を許諾し旅順大連貨讓の條約に調印しければ、英の抗議は一變して其の翌日即ち三月廿八日を以て威海衛の借入要求を提出せざるに至れり、而して英の周到綿密なるライヒス、アンツアイゲルの論せる如く、

威海衛を借入れんとするは北京政府に對して威力を行ふの權を或る一國即ち露の專有に歸せざらしむるに在りといふにあれば、先づ列國の反對を豫防せむ爲め、一面には事前我政府の承諾を求め、一面に獨逸に向て其租借區域を侵犯せむとする者もあらずと辨明し、然る後に其要求を提起せしなり、斯くて英の計畫の成功し威海衛租借約は遂に成立せり、其規定に依れば、借受期限は向廿五年間、租借區域は我軍の占領區域と同じく即ち劉公嶋及び威海衛の全沿岸より日本里數五里にして、芝罘を距る程遠からざる地點より北東山東角の端までは自由砲臺又は兵營を築造するを得べきを以て、英が是れを以て香港以北の根據地となさむと期しつゝあるは明証し得べき所なり、

支那ガゼットは威海衛の旅順口に比して優れる點を擧げ、且つ曰く

若し英國にして一旦之に據り露國に對せば、旅順口の全く其光を失ひ、直隸海頭港も畏怖するとなけむと、洵に然り、是れ亦列國の得たる合計よりも遙か大なる者にして、歐洲其他列國の爲めに備へられたる征伐若くは併呑の場所なりと稱する清國に對し、斯く旅順を備防を附したるまゝ、軍港として占領せるは、要するに極東に於ける露國の勢力を滅殺せんとするより外ならざるべく、即ち露の旅順占領を以て極東の均勢を破壊する者となし、更に此の一事に依りて新均勢を作爲せる者、而して其成功は寧ろ露の上に出でしといふべし、英が外交局面に於ける運動の活潑にして而も機敏周到よ、政策の遠大にして雄偉なる、此の一事に徴するも推するに難からざるなり、獨り我外務當局者の爲を所果して何事ぞ、獨膠洲灣を得れば露は旅順、大連を得、而して英は更らに新均勢と稱して威海衛を得たり、

英や露や佛や、極東に於て均勢を得たりとするも、優勝權を放棄せる我國の均勢を獨り克復せられざるを奈何にせん、吾人の茲に至りて感慨禁ずる能はざるなり、

若し夫れ英が老大國に於て經營せる跡を精査せむと欲せば、香港擴張の如き洩す可らざることにして、又英露の關係を查察せんとせば牛莊鐵道問題の解説を要すると雖も、上來記述せる所により、英が經濟的利益を永久吸収し、以て揚子江流域を中心として南滿を占有せんと期まつゝあるを察すべく、又露の跳梁を許さざるの行動を知るを得べし、要するに、露は土壌近接の上より政体の歐洲列強國と異なる上よりして其行動の武力的なるに反し、英は實に遠く千里の外にあるが上に幾多植民地に對する防備上の急務よりして、其政策は常に經濟的即ち商業的なり、是れ蓋し己むを得ざる所、然れども

老○大○國○に○對○し○て○其○勢○力○を○扶○植○せ○む○と○期○待○せ○し○あ○る○に○於○て○は○二○者○撰○  
 女○所○な○し○、○由○來○英○露○の○中○亞○問○題○に○於○て○既○に○利○害○を○異○に○す○、○近○時○世○間○  
 に○喧○傳○せ○ら○し○ヘ○ラ○ッ○ト○事○件○の○如○き○其○一○証○な○り○、○去○れ○ば○中○亞○に○あ○り○て○  
 衛○争○の○歴○史○を○有○す○る○英○露○、○獨○り○東○亞○に○於○て○反○目○莫○き○を○保○す○べ○け○む○や○  
 街○も○極○東○に○於○て○露○の○行○動○を○知○ら○む○と○欲○せ○ば○英○と○知○ら○ざ○る○可○ら○ず○、○露○  
 の○行○動○を○知○ら○む○と○欲○せ○ば○又○露○を○知○ら○ざ○る○可○ら○ず○、○是○れ○東○亞○の○形○勢○を○  
 觀○察○せ○ん○と○す○る○者○の○最○大○注○意○を○要○す○る○所○な○り○と○す○、

今○回○の○清○國○事○變○に○對○し○、○英○の○ス○タ○ン○デ○ー○ド○は○曰○く○、○露○國○に○於○て○道○般○  
 の○共○同○作○動○の○結○果○と○し○て○、○自○個○の○利○益○を○占○め○ん○と○す○る○如○き○企○圖○あ○る○  
 と○さ○は○、○英○區○は○勿○論○日○本○及○び○合○衆○國○は○何○づ○れ○も○之○れ○を○默○視○せ○ざ○い○べ○  
 し○と○、○又○た○露○國○の○半○官○報○ノ○ヅ○ア○エ○ウ○レ○ミ○ヤ○の○「○絶○東○に○於○い○て○」○と○題○し○

(六月廿三日) 日本にして若き平和的の舞臺に於いて繁盛せんと欲

せば、須らく來て露と相提携せし、然るに日本にして若し英國と  
 提携するに至らば、我露國の將來に於て日本と併行而立する能はず  
 といへり、二者必ずしも政府の意見國民の輿論を代表する者にあら  
 ざるは勿論なりと雖も、若し箇中の消息を解されば、英國關係の近  
 状を知るに於て得る所なしとせんや、

(附言) 英佛の老大國に於ける關係も亦忽諾に附す可らざるも  
 のなれどそは佛國の條に於て論究せし。

●第四章獨逸と老大國

今○回○の○清○國○動○乱○に○て○北○京○駐○劄○の○獨○逸○公○使○ケ○ッ○ト○レ○ル○殺○害○せ○ら○れ○、○其○  
 報○道○伯○林○に○達○す○る○や○、○國○民○の○激○怒○甚○し○く○、○維○廉○二○世○皇○帝○の○赫○然○と○  
 して怒り、直に北京を陥れ其城頭に獨逸の國旗を翻へしたる後事件  
 の結局を附すべしと公言し、且つ復讐とらへる語を三たび繰返し給

へしといへば、皇帝激昂の度も測り知るべし、蓋し皇帝と近代の英主なり、其資性雄鷲剛邁、人或はフレデリキ大王の再来を以つて目する者あり、始め帝位に即くや、年壯の皇帝威借乏しく列國抑壓の中に介して聯邦の連合を維持せんこと覺束なしと危惧せる者もありと傳へしに、位に即くに及び精銳治を圖り能く下民を御し、彼のビスマークの老猾を以て尙ほ帝の掌中に弄せられし看ありき、皇帝の性行を記せる者の言に、皇帝フレデリツキ大王の如く詩歌の嗜好あり、自ら戯曲を製しオペラに於て之を演せしこと何度々ありき、然ども帝の燃ゆるが如き性質と蓋も風月に悠々するを許さず、若し一刻たりとも爲すことなくして空襲せば、其無聊に閑殺せらるゝなり、去ればこそ或は各地に行幸し或は各國を漫遊し、或は公會に臨み或は山野に狩獵し、而えて日々山の如き書類

を深更まで見そなはし、侍御をして殆んど奔命に疲れしめぬ、軍國の大政を総覽して時々驚天動地の事を演じ、天下の眼りを覺し給ふは其外に在りど、洵に然り、皇帝が年壯氣銳に事を好み給ふの結果外交局面に時々活動を現るるに至るは、事例に乏しからざる所なり去ればにや、今回の動乱に關し説を爲す者あり、團匪動亂の傀儡師は歐洲にありど、而して其傀儡師を以て獨逸となし曰く「獨逸皇帝は歷山王に私淑すと噂せられし丈は野心勃勃として禁せず、既に歐洲問題を極東に移すに與かりて力ありしが、殘念ながら極東に於て頗る後進にして、英露に若かざるは勿論の事、なほ佛國にも若かず帝乃ち奇計を按し以て極東の局面を一變せんとい、思へらく今や英は南阿に疲れて東に専なる能はず、露は西伯利亞經營未だ成らず且つ財政の許さざるあり、亦た東に専なる能はず、此際支那自らを

て紛亂を生ト外人を排せしむ、地域の廣き紛々擾々たる良々久しく而して列強安んトて從來の密約に従事するを得せ、若し列強に於て支那政府に迫り其不都合を詰らば、われ陽に之と協同し、陰に政府を助け爾後英露に代りて内廷より力を振ふべし、若し勢ひ變トて無政府と爲らば、勢力の範圍の若き、舊時の約束は反古となり、新たに列強固有の勢力に應トて定めらるべし、獨の歐大陸に於ける位置よりせば決して英露の下に居るべからず、何にせよ變動さへあれば獨國に利ありて損なしと、扱ての竊に團匪を煽揚し、之をして勢を遠くせしめんとするなりと、

餘り穿ら過ぎたる言よりて、吾人は然りと確認する能はずと雖も、獨逸をして斯る行動あるべしと推測するに至らしめし者、亦全く謂なしといふ能はざるなり、兎に角皇帝が勃々たる野心を抱き、極東

の局面を一變せしめんと期圖しつゝあるは、瞭たる事なりとす、

吾人は今過去に於ける獨逸の行動を記すに當り、英のホルト、エスホーレットの言を想起せずむばならず、ホ氏は先づ獨の膠洲灣占領を以つて空想的脅嚇と爲し、急速の舉と爲し、日本の勢力實力を算當ずることを遺忘せる者と爲し、更に形勢を一轉して曰く、今の時に當り、對消的獨逸の意見と其行爲とに對して其非を論争し、之に抗議すべき資格を具有せる者ハ唯日本あるのみ、故に此際日本が能く嚴然抗議を以てヘンリー親王を強制し、其空拳を縮收して膠州より撤去せしめむ乎、是れ日本の爲めは拙策には非るべし、云々然ども日本が果して能く此を出るや否やは、尙ほ未だ詳かならずと勢力均衡を名として威海衛を占領せる程の手腕ある英政府を戴ける者の目よりして之を見れば、尤もなる言なりと雖も、何奈せん我政府

と一に苟安姑息退嬰を事とせるとして、當然論争し抗議すべし自己の權利を放棄し、曾に獨國の空拳として案外ある好果を收めしのみならず、其餘釋と直露英佛の列強をして種々の口實の下に野心を満たさしむるに至らしめ、我が對清政策に此に至りて到底爲さざるを表白するに至れり、

蓋し所謂三國干涉は露の發議たる勿論なりと雖も、露をして其決心を固からしめ、而して驕然我に莅ましめし者に從來行動の曖昧なる獨が突如露の意に投せしに依らずんばならず、當時獨の政策を評して、歐洲に於ける露佛の親交を冷却せしむむが爲め、極東事件を機として其間を分離し、兼ねて東亞に勢力を扶植せんとするに在りとは、能く其政策を看破せる者といふべし、獨が露佛の關係親密ならむことを恐れ、力めて露の歡心を得むとするの情態あるは、少しく

歐洲の外交に心を用うる者の知れる所にして、今回の事變は就き獨逸の新聞が獨國外交政策と東亞の事件と關しては今日迄常に露國と氣脈を連たり、將來も又然るべしなき唱言し居るに徴するも明かなることなり、況や東洋に於て立脚地を得るは獨逸の最も必要とする所なり、(同國外務大臣フォン、ビエーロウの言)とて、獨逸の抱懐せる對東方針なれば、斯る錯雜せる底意よりして同盟を作り、遂に我國をして之に屈服せしめ、清國に對しては意外なる恩を沾りしと雖も、露佛既に相當の特權を獲、干涉還附事件に迄も預からざりし、英國さへ尠からざる利益を獲せしに拘らず、獨り獨逸のみ豫期の報酬を得る能ざりしかば、此際列強の援助を假る無くとも單獨に支那海に於て、立脚地を得むとは一般に期せし所あるべし、況や露は格別なる露清密約(カシニ一條約)を結べるや、皇帝の狡腕此際

に推ふなくして已むものにあらざるあり、  
 是に於て、或はラツパ島の測量となり、或は東沖港の租借申込みと  
 なりまも、均しく其意を達することにを得ざりしかば、更に膠州灣  
 を策源地として注目せるに至りき、既に膠州灣に眼目す、年壯氣鋭  
 の皇帝自ら露帝に其意を漏し、或は英國政府へも同様の意思を暗示  
 し、以て只管其機會を保ちつゝありまに、「運命の潜かに獨逸皇帝の  
 爲めに循環しつゝありとの言に違はず、忽然天の一角より機會は迸  
 發せり、即ち山東省曹州地方に於て、獨國の宣教師二名暴徒に殺害  
 せられしと是なり、之れ獨逸に取りて之其宿望を達するに嘔強なる  
 口實として、政府は直に艦隊をして膠州灣を占領せしめ、水兵と上  
 陸して支那の守備兵を追ひ、一面より楊子江地方を遊歴しつゝある獨  
 逸公使の急行北京に歸りて要求談判を開始せり、これ一千八百九十

七年十一月のことにして、ホーントの所謂空拳的脅嚇といふ即ち是  
 れなり、

斯くて皇帝の「獨逸に障礙を興ふ者其何人たるを問はず鐵袖を  
 以て排倒せよ」といふが如き、意氣込にて清廷に談せしめ、遂に膠  
 州灣を占領するに至れり、而して清廷の約諾せる重なる條件は、膠  
 州灣を九十九年間租與する事、兩國の衝突を避けむ爲め借租期限間  
 は讓與地に關する一切の主權を獨逸政府に交附する事、他日膠州灣  
 よして獨逸當初の目的に適せざるを發見するときは、協議の上一層  
 適當なる地點を交附することを定むべく其場合には同灣に築造せる  
 一切の建物其他の物件を買収し、又獨逸が特に投入せたる資金を償  
 還する事、膠州灣より濟南府までの鐵道の敷設權を獨逸人に與ふる  
 事、(其後強姦兵士殺害の償値として濟南府より沂洲に鐵道を延長す

る權を得たり、鐵道沿路兩側三清里以內礦山を採掘し得る事、等なり、  
 抑も宣教師殺害の事たる暴は暴なると雖も、清廷はこれが爲に李乘  
 衡等を罷免し、加害者を嚴罰することとし、且つ被害者を償恤して  
 更に教堂の建築費六萬六千兩を給することとなせしに、尙ほ之を口  
 實として膠洲灣を占領せるが如きは、法外の要求、無法の所爲にあ  
 らずや、『東邦協會報告』の記者論評して曰く、膠洲灣占領は是れ從  
 來文明國第十九世紀末に於て通行する所の占領は非ずして、而かも  
 十八世紀前に行はれたる所の強暴凌辱的行爲なり、即ち蠻野に對ま  
 る占奪と毫も異なる無き也、故に現時國際公法を認むる所の占領と  
 混淆することを避くるが爲めに、吾人は獨逸此舉を目して之を占奪  
 と爲すを當然なりと信ぜ」と洵に然り、

假令條約上は租借なりとせざるも、其期限と九十九年間なるが上に期  
 限内は一切の主權獨國の手に歸するも於ては、事實永久の占領に  
 て同灣に於ける清國の主權は喪失せりといふべし、況や同灣の山東  
 の一要區獨の占奪は明に東亞の均勢を破壊せる者、而して列強の極  
 東に對する野心の導火線たらずむばならず、先づ我國をして遼東半  
 島の地より驅逐せよめし筆法を以てすれば、獨の占奪に對しては露  
 佛英其の相當の抗議を爲さざる可らざる筈なるに、露といへ英とい  
 へ佛といへ、更に此の一事を口實として大に要求する所あらむと期  
 せしことなれば、假令面白く感ぜざるにもせよ兎に角默許せり、而  
 して此の導火線によりて列強の野心は一時に爆發しぬ、獨の膠洲灣  
 占領の支那の現狀（ステータス、クオー）を危殆ならしむるの先驅に  
 して、此の秋こそ、我國は之れ將來極東永久の平和に對して障害を



與ふる者なりと抗議を持込むべき權利を有する者にして、又た正當に其強暴擧行を咎彈劾責をべき機會なるも、事此に出づる能はざりしかば、東洋平和を口實として我の割讓に反對せる獨、が却て極東の均勢を破壊し平和に危害を與るの導火線となり、次て露に英も獨り彼れ歐洲の列強をして極東の地に跳梁せしむるの己を得ざるに至れり、

獨逸は料らざる好機會に依りて膠州灣を占奪せしと雖も、貿易港として其形勝芝罘に及ばず、軍港としての莫大の經費を要するより更に我が繩張地たる福建省中三四の地に矚目せりといふ、去れども兎に角此の一舉に依りて東亞に於ける策源地を得たり、假令極東に於ては後進なりとて其抱懷せる雄大の計畫の蓋し測られざる者あり、

獨逸の近時海軍大擴張を計畫せり、英のヘンリブアチレンローは獨逸

の擴大を論じて曰く、歐洲に於ては靜止的の平衡なるが爲めに獨逸の勢力及び威望を以て歐洲も増加せしむること現今に在りて萬々得べからず、故に獨逸皇帝の功名心を遠ふせんと欲して之を望むも得難き機會を他方面に於て看出むが爲めに、同帝の眼光は一轉して海洋に向ふて深く傾注したりしは、理勢事情の當然にして怪しむに足らざる也と、又獨逸の首相ホーヘンローエは海軍擴張案を説明せる中にいへり、列國國際的諸問題及殊に吾種逸の利害に關係する諸問題を判決せられんとする場合、並よ是等問題の起れる舞臺が歐洲大陸以外の土地に在る場合に當りて、吾獨逸の其海軍をして怠忽不備ならしむる能はずと、是れ亦獨逸の對清政策を推定するに資すべき言にあらざるや、獨逸が極東に於て勢力を扶植せんと期しつゝ、あるは事實なり、而して之が手段として又對佛の手段をして、露の欺心を得んと

しつゝあるも又事實なり、獨逸皇帝と東亞に於て何等の爲す所莫くして終るものならざるは、皇帝の性情を知れるもの及び膠州灣占領後の行動を解するもの、肯首する所、況や今日の動乱あるに於てをや、皇帝、公使の殺害によつて國際上に於ける戦争の義を無視せるが如き言を爲して艦隊及び陸兵を増遣せり、融らず今後如何なる活劇を東亞に演せんとする乎、

●第五章佛國と老大國

佛國の外務大臣アノトー曾て同國代議院に演説して曰く、「佛國は始終二個の目的を有せり、一は東京の鞏固と平和とを得る事、二は東京と相接する支那の境土より次第に該帝國の中央に向け我商業及勢力の平和的進行を企つる事是れなり」と、佛と東京を以て東亞に於ける活動の根據地となし雲南、廣西、廣東を出でむとするの念慮は蓋

し一日も絶ゆることなし、是を事實に徴せん乎、千八百九十四年以降清佛關係事件の重なるものは、第一疆界改訂、第二人民及び宣教師殺害の賠償、第三兩國電信の連絡、第四支那貫路佛國公司の特許第五佛領東京鴉片の輸入、第六廣州灣の租借、第七北海より南寧に至る鐵道敷設、第八龍州より雲南に至る鐵道敷設、第九兩廣雲南を他國に讓與せざる約、第十福州船政局の再興等はなり、吾人は今佛の行動を記す先ち、佛の東亞に於ける目的及び行動は從來英と衝突し今後亦衝突せんとするの傾向あるを記懸せざる可らず、蓋し佛ハ東亞經營上よりして又對獨の手段として露と相親交んとするの情あり、三國干涉は當初露佛の聯合になりし者、獨の投入によつて案外の成績を得しかば、佛は直に其成功の報酬として千八百九十五年七月清廷より領土及び利益の讓與を得たり、即ち東京境

界を改正し清國よりキアン、フンの東部の讓與を得且つ東京鐵道を  
 龍州に延長する事、而廣雲南の三省に於ける鑛山の開掘に付き優先  
 權を得し事、貿易の爲め思茅、河口を開市せる事はなり、是れ南清に  
 於ける英の利害衝突せるもの、仮令チアン、フンの地の支那の領有  
 なりとはいへ、往年英の許諾なくして何國へも割讓すまどと約定せ  
 し地なるに、一面緬甸に迫り、一面には英の南亞に事あるに乘し  
 遼東干涉の恩惠を笠に著、以て清國をして其の約を破るに至らしめ  
 しハ辣腕と評せるの外なし、去れど外交は取りて抜目なき英國、案  
 より坐視すべき筈なければ超ゆる二年英は清佛條約に對抗すべき條  
 約を結びたれども、兎に角佛ハ英を出し抜きに清廷の讓與を得て南  
 清に於ける利益を増進せり、爾來佛國の經營は若々歩を進むると共  
 に英の利害と相衝突するに至れり、

佛は既に各國に先ち英を抜きに勢なきからざる利益を獲しと雖、英  
 ハ更に一步を加へて南清に勢力を扶植し、殊に西江の貿易を開き  
 ければ、其地方の通商は全く其手に歸し、さまがの佛も殆ど其頭を抑  
 へられたるが如く而廣二省の勢力は到底英の下風に立たざる可らざ  
 る事となりしかば、更に對英の手段として廣州灣を租借を要求する  
 に至れり、是れ獨が膠州灣を占領し、露が旅順口借入鐵道敷設等を  
 要求せると十日後の事なりき、是に於て兼て南清に於て佛と利害を  
 異にせる英國は更に露との均勢を保つが爲めに威海衛の借入を要求  
 せり、清廷之既に獨露に許せ、英にも許さざる可らず、佛の要求も  
 亦許諾せらるべきや論なし、佛は遂に廿五ヶ年間の期限を以て雷州  
 の東岸たる廣州灣を租借し、昨年十一月更に獨の膠州灣に於けると  
 同様に十九年間租借權を得たり、此に至りて對英準備は其一を成功

せりともよそ、

而して佛は是と同時に東京灣上の一港たる北海より南寧に至る鐵道敷設權を得、又龍州雲南間の鐵道敷設權をも得たり、就中後者は英の雲南延長線と相當せる觀ありと雖も、英の南清經營上に於ける獨專の行動を防遏せるに與て力ある者は雲南不讓與の証言を清國政府に得しこと是なり、吾人の既に英國對清政策に於て論せし如く、英は揚子江沿岸を以て自國の有視せり、故に雲南廣東の兩省を他國に讓與せざるべきを誓言せしめし者、之を自己の勢力範圍に歸せむとするに外ならざれば、佛が同一の手段に出で、不讓與を要約せるは英對政府として頗る機宜に適したるの措置といひざる可らず、佛の對英政策は此に至つて一段の成功を見るに至れり、抑も佛の老大國を爲ける、獨り東京接境地のみを勢力を樹立せるに

非ず、既に上海、天津にも居留地を有し、漢口にも特權を保ち、尙ほ漢口北京間敷設中の鐵道は其大資本主は佛人なるが上に、北京に於ける勢力も亦決して侮るべからざる者われども、其潛勢力漸る宗教上に在りといはざる可らず、ギルバート、レートと宗教上の關係よりして佛の支那分割に反對すべきを論じて曰く、「清國と通商條約存立してより以來、加持力の宣教師は凡て佛國保護の下に在り唯最近十年に於て佛國の保護に依らざるもの獨り獨逸ありしのみ、昨年中又は尙ほ清國政府加持力宣教師の分限を公然承認して、又北京駐在佛國公使に與ふるに之を干涉し之を保護するの權利を以て特入佛國の便宜を與へたり、即ち此點よりいへば佛國の勢力は清國の各省に於けるのみならず蒙古滿洲の末に至る迄擴充せる者なり、若し清國にして分割されしことならば布教に關する此勢力は自ら縮減され

ざるを得ず」(近刊の時事新報に譯載しあり)と、蓋し清國に於て各  
 國の宣教師を保護するの權利は獨り北京に於ける佛國公使の全有ま  
 る所に屬し、佛國公使は清國政府に對して管に自國政府を代表せる  
 のみならず、同時に羅馬法皇の教權を代表するの關係を有せり、故  
 に嘗て羅馬法皇が其使節を北京に駐在せしめんとせし、是れ佛國  
 の特權を破る者なりと主張し遂に中止せしめたり、斯の如く佛國之  
 其特種の權利を保護するを努むるが上に、清廷の意向ハ寧ろ加持力  
 教を寛容せるの傾あり、去れど清民と元と外教を仇視する者、發し  
 て仇敵騷動となり一こと一再に止まらず、然るに是れ偶々以て列國  
 に野心を満たさしむるの機會を與ふるものにして、且つ教徒が布教  
 上の便宜を得ると共に佛國の宗教上に對する權利は益々確保せられ  
 歲月と相俟て漸次斯の特權を擴充するに至る、又以て佛が其勢を扶

植まるに力を用ゆるの一日にあらざるを知るべく、從て其勢力も亦確  
 乎たる基礎の上に樹てられしを知るに足るべきなり

佛國外務大臣デルカツセ昨年十一月廿四日同國代議院に於て極東に於  
 ける佛國の政略に關し詳細なる演説を爲せり、是れ豫め他の閣員とも  
 協議したる者なるべしと云へば佛の對清政策を知るに於て資する所多  
 し、故に今此に其要點を記すべし、

デ氏は先づ政府の政策に對する種々の非難を答ひ、更に語勢を一轉し  
 老大國に於ける自國の勢力を説いて曰く、獨り膠州灣を占め英が威  
 海衛に據れるを見て吾人の略取する所は何處ぞ獨り佛蘭西のみ手を空  
 うま一物も得ずして止むべきかといふ者れども、是れ吾人が支那に  
 於て既に一大帝國を有することを忘るゝものなり、吾人は現に東京、

安南、後趾、支那、東捕塞、ヲオスを領有す、其の面積ハ我國の二倍

にして三千万の人口あり、其資源は極めて多量なるも唯だ僅に開發に着手し居るのみ。之を十分活用せしむは尙ほ將來數十年に亘りて佛蘭西の通商上及工業上の發動力の大部分を吸收するに足る者あり、但し何人も此等の領地の境界の既に確定せりといふを得ず、然ども吾人は既に此等の領地を有する今日に於て、總て不健全の侵略を戒めざる可らず、相當の所有なくして唯だ徒らに既に過大なる吾人の負擔を更に増大せむとせるの不可なるは誠に明瞭の事なり」となし、更に自國に執るべき態度に論及して曰く、「分割の紙面に於てこそ容易なれ、實際幾千萬に越るざる歐洲國民を以て幾億の支那國民を併呑せんこと甚だ便利ならず、且つ孰れにしても切迫の事實にあらざるべし、然ども試みに勢力範圍を以て分割するの理論と行ゆるものと仮定せば、佛國の果して何地を占領せんとする乎、是れ容易に決定すべき問題に非ずと

雖も、例へば露の如く攻守兩勢に備ふべき理由を以て吾人の操るべき地點を選まんぞ欲せば、吾人の權勢區域を決定する者印度支那帝國なるべく、其地帯は必も東京附近に外ならざるへし、即ち雲東、廣東、及び廣西是れなり、

然るに此地帯と不幸にして既五十年前より歐洲の或る強國（英國を指す）と廣東の一隅を據り計畫せる所あり、雲南に至りては我國の侵略せざるを責むるものあれど、是れ千八百九十六年一月十五日の條約第四條により、英佛の互に此地方に於て利益を專有せず各種の特權又は專有權を占取すべからざるの約束あるを失念せるものなり、雲南は佛も英も同様に楊子江上流に達する尤も直接にして又他は無き通路なり、仍て之を他の占有に歸せるを默過すべからざるより兩國よて開放する規約を立て、又此規約により、雲南に接續して更に廣大の人口も

有し楊子江沿岸地中最も豊饒なる四川省に及ぼしたるなり、廣西は支那各省中最も瘠瘠にして天恵に乏しき土地、是れ我國の經營に漏れたる地なり、要するに支那に於て佛蘭西の地帯を組成せるものは大低斯の如し、然ども更に肝要にして我が印度支那の安危に係ること直接なるものは、他の強國をして其境外の地を占據せしめざる一事にあり、然るに支那の印度支那に隣接する地方を他の何國にも割讓せざることを約束したり、故に此の約束を守らしむるを勉め、時よ必要に應じて監制を行へば則ち吾人の第一任務は了れり、唯之と同時に支那帝國の他の他點に於ける佛蘭西の利益を保護するとを怠るべからざるのみ』と論じ、之より自國の資本を輕忽に外國（露國を指す）の工業に使用せざるを止め、自國の海外領地に於ける起業に轉用せしむべしと陳べ、特に佛國の權威範圍を定めて尙此上に佛國の負擔を重ふするの主義を取らむ

よりも、寧ろ永く全世界の智力及資本に開放せしむるの方針を取るべきならずや』と断定し、明かに露の分割主義に反對の意を表せり、デルカスセは斯く明白に露の主義に反對の意思を表しながら、最後に露佛同盟を吹聴して曰く、『兩國民（佛露）が双方の利福の爲めに作り而して時を進めて緩化するに反し、却て近ごろ更に緊括せられたり、而して尙ほ此後も益々養成せらるべき一致團結は是れ現時に於ける安固の擔保にして、又將來に對する有効準備なりと、二國同盟之最も遠大なる規模を容るゝの餘地あり、之を完成するは唯だ忍耐と持續と時間の問題なるのみ』と、之を要するに、佛の東京を以て東亞に於る根據地となし、雲南、廣東、廣西、四川に出でむとするの英との衝突を免るゝ能はざる所にして、假令雲南に於て不割讓の要約を得しとするも、鐵道其他を利害問題に

就て相反目するに至るべしとは識者の均しく認識する所なりとす、而かも其所謂印度支那の利害上より打算して露國の主義と相容れざるハ、デルカスセ外相の言に依るも知るを得べし、既に南清に於て相當の勢力を樹立し、加ふるに宗教上特種の特権を有するより之を保維せんとせざるは蓋し國狀免れざる所ならむ、佛ハ歐洲大陸の關係上より去て露と相結托するの極めて切要なるあり、之を以て力めて其苦心を得むとし、且つ殊更らに吹聴せるものなるべしと雖も、去りて其同盟ハ歐洲に於ける關係より成立する者にして極東には何等の關係も及ぶよしとはいふ能はざるべし、仮令外相は消極的意見を發表せりとして、己に業よ極東に於て根據地を有す、若し乘すべきの機會あらむ乎、露との同盟ハ直に東亞に於て發顯することなしとせんや、よし分割ハ佛の反對する所なりとせざるも、既往の事實に徴すれば事に觸れ機に應じ南清

に勢力を扶植せんと期圖しつゝあると又疑を容れざる所、之れ吾人が佛の南清に出でむとするの念一日も絶ゆるあらずといふ所以なり、故に外相の言ハ唯だ事無きの日には於る自國の態度と表明せるものと見ば幾か謬り莫を得む、況や佛ハ先に三國干涉の報酬として列國に先んて英を出し、稜竊に南清に於ける利益を増進し、加ふるに其後我擔保區域内に在る福建省の口海を略取せむとするの野心を抱藏せるとの噂さへあるとや、我が外務爲政者は外交上權宜といふことを念頭に去るなく、能く裏面の消息を看破して以て頃刻も其舉動を等閑に觀過せ可らざる也」

●米國と老 大 國

由來米國ハ華盛東の漸削により、「外國國事非干涉」「歐洲事局不干涉」主義を標識し、其後もモンロー主義を以て有名なる程なれば彼れ米國



人への勿論一般も認めて以て其國是は平和にありと贊稱し來りしに、西班牙戦争以て形勢一變し、或は布哇を合併し比津賓を占領し、モンロ主義も亦適用を擴張して西半球より逸出するに至り、從て世人の米國を見ること往昔の如くならず、英のクラーク(陸軍中佐)の如く彼の「海上權力史論」の著者として有名なる馬鴻の說を論評し、世界の大勢其後變動に變動を加へ七十餘年前と今日と全然不同なること勿論たり故に米國なる者モンロー教典の定義改正を必要とすべし時節今や到來したることへ信せば、斷然之を改正し、廣義のモンロー教典を新造し以て其初政策を世界に公告し、而かも之を同時に適當なる責任を綽然泰然として擔保するに如かといふの論者を見るに至れり、去れどさそが米國なり、從來老大國は對するや他の列強の如く其目的手段土地割讓の上は存せずして偏に通商貿易の上のみありしかば

列強の一灣を獲一地を占領するに對し均勢を名とし占領を運るが如きとなかりき、獨逸が膠洲灣を占奪せる後、北京駐劄米公使デシビイ公言して曰く、若し目下米國にして清國政府に其一港を要求せば彼は必ず之を許すならむ、然ども吾人は敢て道般の讓與を望まざるなりと、之れ全く米が從來他國と同等に通商貿易上の自由權利を得るに満足して其他に念慮なきに依らずむば非ず、彼の米の提議に係る支那門戶開放問題の如き、最近の事例として見るべき者なりとす、支那門戶開放と如何、吾人嘗て「清國と列國」と題せる論文中に陳べしことあり、即ち左の如く「米國の所謂門戶開放なる者ハ、支那を開放して世界通商の公市場たらしめ、國際紛争の危因を排除し、依て以て支那帝國政府の強固を謀り、且つ支那保全の道を講ずるに最も必要する行

政上の改革を進捗せまひる爲め、列國一致協力して北京政府に勸誘せんことを希望するに在りといふにあて、故に米國が英の同意を求むるが爲め、合衆國の思惟する所に依れば大不列顛國が自ら先づ宣言を爲し、次で他の列國が支那に於て有し得る所謂利益範圍、又租借地内の條約港、又は既得の利益に關し互に毫も干渉せざる爲め關係列國をして各宣言を得せしむる様合衆國に有力の補助を與へられむことを希望するに在りとの旨を以てせり、之れ在英米國大使コエートの英國政府に致せし公文に詳記せる所にして、各國政府は他國政府にして同トク宣言を發する場合に何どの條件を附して約諾し米國政府と去る三月二十日附を以て各國政府は同意せる旨を通告したりといへば、所謂歐洲の列國即ち米英露 佛伊と我が國とい支那門戶開放に關し約諾せる者と確認するを得べし、蓋し斯の如き問題

の提議者としては米國尤も適當なる顔役なり、列國の隔意なく同意せるも亦米の發議たるに依らずんば非ず、且米も實際今日の情勢清國をして國際紛争の過中に投するを喜ばざるべし、仮令モンロー主義の事實上廣義となりしといふも未だ列國の對清政策と同一視せる能はざる者われれば今春僅も成立せる此の門戶開放問題が今回の動乱によりて紛擾渦中に消滅せんとするが如き觀ありと雖も、結局世界通商の公市場たらしめんこの主張を將て事局を處せんとせるの途に出づべきは、理勢將に然らざるを得ざる所なりとす、然ども既に「外國事非干渉」主義も放棄しモンロー主義も廣と義なり、モンロー國亦往昔のモンロー國にあらざるや明かなることなれば、極東問題に關しては一方の勢力たるべく、又其發言權を有することと主張するなるべし、彼の米國近代の偉人セノードが四十余年

前に於て議會に明示せる如く、太平洋が變じて世界通商の重心となり、權府と爲るは蓋し遠きにあらざりして、而して米國が其舞臺に跳梁するを觀るの目も亦近き將來に在りど知るべき也。

●第七章我國と老大國

吾人の死兒の齡を數ふるの愚を學ばむと欲するものに非ざれども、今や歐米列強國と老大國との關係を述し終り、此に我國對老大國の關係を策せんとするに當り撫然として筆を抛たむとするの念なくむばわらざる也。

廿七八年戰役以來、我國の老大國に對する措置一として失敗を繰返さざるに非ざるのなし、嘗に我國當有の權利を伸張せざるのみならず、清國の困厄を救ふべき幾多の機會ありしに拘はらず、事に臨みて趨趨逡巡、機に接して苟安姑息、漫に其の機を逸し、竟に列強を

して獨り極東に跳梁するの己むを得ざるに至らしめき、往年衆議院に於て、正議議論の士、我外交の萎靡不振なるを慨して彈劾上奏案を提出せしが、中よいへり、然るに閣臣の偷安姑息なる、并て忠言を致せる邦國にして、今日却て還附の地に蟠據するを坐視し、權力の均衡と東洋の平和を維持する所以の道に於て一も施爲する所なし、是れ明かに還附の聖旨に乖戾するものなり」と、不幸にして、此の案の藩閥内閣、換言すれば無爲無能内閣に阿諛苟合せる自由黨の如き群小の爲めに排擠せられて否決せられしと雖も、爾來國民の義憤は常に此の點に向て迸發し、今日の如く東亞の時局艱難なるに際してと、光りに畏縮政略を以て上策とせる閥老内閣を辯護せる自由黨も、顧みて我外交の失敗を憤慨し、現下の萎靡を攻撃するに至れり然ども國家の外交は大計なり、一日を苟安し一步を移れば是れ百年

の悔を貽す者、事局拯ふ可らざるの時に於て如何に叫呼するも到底及ぶ能はざる所なれば、吾人と我黨の士と共に十年一日の如く閣老内閣の失政を痛論せる所以にして、徒らに黨争の爲めに爲政者を敵視せし所以にあらざりまなり、我が畏縮政略と業に已に幾多の機会を逸し去れりと雖も、尙ほ爲すべきの餘地を存す、今にして決然爲す所なく徒らに既往に於ける失敗を將來に於て繰返すが如きことあらむ乎、抑も我が帝國を奈何せん、戰勝國、東洋の先進國てふ空名は、熊鷹眼の列國が其の勢力範圍の劃定に汲々たる今日にありて甘受すべき語にあらず、有意味の煽動に乗せられて無意味に喜悅するが如きは愚の骨頂、列國の清國に於ける既往の行動の既に陳べし所の如し、其成功の迹に次て我の失敗を述す、感慨莫からむと欲するも豈得可けんや、

夫れ幕閣に坐して、政を執る者、内政にわれ外交にわれ確乎たる一定の主義政策なかるべからず、事變の起る各々同トからずと雖も之を處するの道に於て一定の主義政策に遵はざる可らざるや論なし、仮令一時の權宜に依りて多少其態度を異にせる場合ありとせむも、自から助かす可らざる所なかるべからず、爲政者は毎に幾多の非難攻撃に對して誤聞なりとか急驟的不満ありとか稱すれど、從來清國に對して一定の主義政策なる者存せし乎、換言すれば我に確然たる對清政策なる者ありし乎、隣館を盡すといふ点よりして清國の困厄を救ふの主義なりしや、將又列國と均しく清國を以て一の堵塲となく、遠慮なく我の勢力を扶植するの政策ありしや、再言すれば露の如く積極的侵略主義なる乎、英米の如く消極的通商政策なりし乎、不幸にして吾人の一貫せる對清の方針を見出す能はざるなり、若し強

て吾人をして言はしむれば、既に幾度か用ひし畏縮、無爲、無能等の熟字こそ我が對清政策の上に加ふべき語なりといふの外たし尙は極言すれど十日暖めて一日之を冷やすといふが如き曖昧模稜の主義政策なりといはざる可らず、而も尙ほ該聞なり急驟なりといはゞ事實之を証するの外なかるべし、

抑も三國干涉遼東遼附の一事の我國に取りて無上の屈辱たるは論なく、同時列國をして清に對する其野心を満さしむるの機會を與へる者よして、曾に我外交に一變化を與へしのみならず列國對清國の態度も亦一變せり、而して我爲政者の此干涉に依りて被れる打撃を如何に觀せし乎、馬關に於て得々たり伊藤一輩の閣老連の均しくいへり、兵力の薄弱なるを奈何せん是れ恨を含むで暫く時機の到來を俟つべきの秋なりと、是に於てか突飛なる唯兵主義となり、國力を

を誤解する無視せる收斂主義となれり、而して阿附雷同の徒は均しく此の説に贊同して曰く東洋の危機通れり、臥薪嘗膽の時なりと、而かも斯の如き夢中の臆語の幾多の正義議論を歴して遂に十三個師團計萬噸といふが如き突飛の軍備擴張と計畫せるも更に財滿に窮して三大惡税の増徴を見るに至れり、伊太利の俊傑カザールの舉國「皆兵の政策」を取れり、然ども其軍備なる者の國力の上に立てられしのみならず、一國の輿論を驅て以太利一統の上に趨向せしめ、能く虎狼に均しき列國の間を處し自由と人情との大道に據て以て一統の素志を達せり、去れば彼の舉國皆兵政策なる者は之れ實に以太利の一統を實現せんが爲めに外ならず、識らず我が閣老内閣の計畫せる過大軍備の擴張も亦確乎たる主張期圖を有する者なる乎、隠れる哉唯兵主義、收斂主義、今日に至るも尙何の爲す所無きにあら

すや、

元來東洋の危機とか臥薪嘗膽とか稱することは眞個空漠たる言に過ぎず、一定の主張一定の期圖存すればこそ斯かる空漠たる言も適切なる場合のれども、徒らに斯る理由の下に無謀の計衛を爲んこと切香至極といふべし、况や干沙に屈服せる理由を以て兵力の不備に歸するが如きは無恥無識も太甚いさものといはざる可らず、素より之れ一時自己の失態を掩ひむとする詭言なるべしと雖も、仮りに歩を譲りて眞實軍備の充實せざるが爲めに屈辱を見るに至れるものなりとなし、而して過大の軍備を擴張せるものなりとするも、其擴張の目的は果して那邊に存するか、今日に至るも尙ほ見出し得ざるに非ずや、看よ我が當有の權利を伸張すべき機會も逸し去り、列國が不法非利の行動を爲しつゝあるを傍觀して、清廷が困厄の境に立つた

も顧みざりき、これも亦軍備の充實せざる爲めなりといふ乎、果して然らば我が政府には兵備のみ存して外交なる者は存せざるなり、假令外務省には大臣始め高位高官の屬僚ははとも、各國には其れく公使を駐劄せしむるも、殆ど木偶と一般ならむ、而已天下世斯る理あらむや、然ども外交を知らずと公言せる人主相となり、無能の聞か高き人外相たる現下の政府は在りてと、無外交觀政府の評必しも一時の戲言にあらざるべし、斯る無爲無能の政府に於て計畫せる軍備のこと、亦察するに難からざるなり、然らば遼附以後に於て我が當有の權利を主張すべき機會は何れの時なりしか、即ち既に列國の條に於て論せし如く、獨の膠洲灣占奪を始めてして、露の旅順口大連灣に於ける、英の威海衛に於ける、佛の廣州灣に於ける、齊しく其機會にあらざるはなし、何を以てか之

をいふ、露獨佛の三國は其速合の勢を借り我として優勝權を放棄せし者、當時三國は我の遼東占領を以て朝鮮の獨立と有名無實ならしめ、而して將來極東の平和に對し永久障害を興ふる者と爲せり、(露國と老大國の頃參照) 其是非は暫く問はずとするも、既に我をして之に屈從せしめし以上は、尠くも其地域及び北滿一帶の地に對して平和の擔保者たるべき義務のるは勿論極東平和の上より觀察すれば南滿に於ても亦然り、而して同時は聽從者も亦平和に對して發言權を領得せるのみならず、苟も之を破壊せんとする者あれば其何たるを問はず抗議すべき權利を有する者といふべし、然るに其發言者たる獨逸が第一に支那東岸に於て風波を防障すべき安全泊船港の最も濶大なる膠洲灣を占奪するに於ては、之れ我國の到底默視せる能はざる所、即ち當有の權利を主張すべき一時に非ずして何ぞ、

當時老大國に在りて、張之洞劉坤一等は主戰論を唱へ、日本及び英國と結び以て其強暴無道なる獨逸の要求を排斥すべしとの意見を北京政府に建白せり、然るに清國駐劄の獨逸公使ハインシンの運動談判は著々其効を奏し、表面こそ露佛の賛成ありといふに之あらざれど、裏面に於ては充分なる兩國の援助を得、加ふるに英國は一面に我が國を敍唆して日英同盟を密商せんとせしもの、タイムスの如き其占領の適當の舉動なり英國の支那に對するも亦此精神を以て軌範とするを要すと評せし程なれば、明らかに極東の平和を破壊すべき獨逸の強暴なる舉動に對して各國共に何等の抗議をなさざりき、畢竟之れ此の一事に依て各々其野心を満たさむとするの底意に外ならざるべく、此の時に方り儼然其強暴の行動に抗議すべきは先に屈服せる我國ならざる可らざるに、確乎たる定見政略を有せざる爲政者の

ことにて、俄に清廷に忠告して獨逸公使に談判せしむれば、今般の事たる敢て國際法の例跡若くば理義に關係なし是等に拘泥するを須ひんやと言はぬばかりしに冷笑し去られ、兩國間を調停せんとて我公使は公然獨逸公使に談すれば、事は唯獨清國に關するのみ何ぞ貴官の容喙を煩はさんやと言の下の下に勿付けられ、國味摸稜の理に幾多の機會は逸して獨逸の邊に永年の窺窺を實顯し同時に露英佛の諸國の之を以て唯一の軌範と爲し極東に跳梁するに至れり、蓋し獨の此の舉之遠く干涉還附の時に發し、近く露清密約(カシニ一條約)に胚胎したる者なれば、苟も無前の屈辱を被れる我國としては、豫め歐洲の外交局面に處する所なかる可らず、然るに足下より烏のたらし如く、事變に對して勿惶狼狽、苟安姑息、當有の權利も放棄し乘ずべき機會も逸し去り、急外交上の無能を列國に表白するに至れ

るこそ、眞に痛恨極みなれ、我國の力を仮りて強暴なる獨逸の要求を排斥せんとは老大國一部人士の意見にして、素より清廷の意思を代表せる者にあらざるべきも獨逸の強暴を抑ゆる所以の者は、苟に我國當有の權利なるのみならず、抑も清國の困厄を救ふ所以なるに、事此に出づる能とせずして第一着を認りし上は、次で起れる露英佛諸國の跳梁に對する我國の失態を總説まることを爲さざるべきも、若し其後に於て尙ほ列國が英の埃及占領に對するが如く、何時迄も其の領權を承認せざりしならむには、仮令列強が清國を脅迫して借租權を得しとせざるも外交上に於て所謂既成の事實とはならざりしに、無意識の間に此等列國の借租地域に於ける主權を公認せる証蹟を遺せるより、今や清國と交戦する場合又列國と交戦する場合に於て國際關係上一段の艱難を來す





大國は唇齒輔車の國、近時剛匪の動亂に依りて其運命稍々危態なら  
 ひとす、然るに我が國の處置は事局の打算を輕忽にせる爲め又々一  
 着を誤りしと雖も、兎に角既に大兵をして渡清の途に就かしめたり  
 然れども若し此の大兵派遣をして尙ほ過大の軍備擴張の如く無主義  
 無政策に終らしめむ乎、我國の極東に於ける位地一變して又爲すべ  
 からざるの不幸を見るに至らむ、蓋し今回の事變に就てと、列國公  
 使の安否清皇西太皇の安否の二事大勢の轉機に繋る所大なり、若し  
 清國にして圍繞の中より列國公使を救出するを努めず聯合軍も亦燕  
 京の急を救ふ能はずとすれば、即ち此より而往の形勢亦一變を免れ  
 ざるべし、天津と北京間僅々四十里に満たざる短距離なるに、今尙  
 は其安否さへ知れざる程なれば、目下の事變が如何に結了すべきや  
 遽に測定し得ざれども、聯合軍が其最後の目的たる北京に進入せる

後に於て、列國は如何なる態度を以て清國を處せんとするか、我國  
 は如何なる態度を以て之に應ずべきかは今日に於て深慮すべき所に  
 して又外交上準備を要する所なり現に米國の一新聞の如き、臆測な  
 がらも列國中清國分割の地點を決定せざるものは獨り日澳の兩國の  
 みなりと傳ふるに至る、徒よ事變の一局一部に轉目して事局の打算  
 を再び輕忽にするが如きと、既往の失敗に鑑みて戒むべき所、要は  
 今日に於て確乎たる對清對列國政策を劃立するに在り、而して此の  
 問題たる紙上の談にあらまして實に現下急切の事に屬す、識らず外  
 交不知の首相無能の外相により組織せる現内閣は如何なる政策を取  
 らむとするや、是れ吾人國民の眼下に横される大問題にして、政府  
 の措置に對して嚴密なる監視を爲すべきの秋なりとす、

●第八章老大國の運命

吾人が本論<sup>ほんろん</sup>を筆<sup>ふで</sup>を執<sup>と</sup>りしは去月廿七日にして、其間僅々<sup>ほんほん</sup>二旬日に過ぎざれ共、所謂<sup>いはゆる</sup>清國事變なる者は幾度か局面<sup>きやうめん</sup>を變換し、愈々<sup>いよいよ</sup>出で、愈々<sup>いよいよ</sup>曖昧<sup>あいまい</sup>、其真相<sup>しんじやう</sup>の那邊<sup>たへん</sup>は存<sup>ぞん</sup>ぞるか事變の終局<sup>しゆうきゆう</sup>は如何に結ばるべしか等<sup>ら</sup>に至りては到底<sup>たいてい</sup>豫知<sup>よち</sup>し能<sup>よ</sup>とざる所、前電<sup>ぜんでん</sup>の傳<sup>つた</sup>ふる所後電<sup>ごでん</sup>これを排<sup>は</sup>去<sup>く</sup>、先に斯<sup>か</sup>々なりと報<sup>は</sup>ずる所<sup>ところ</sup>後<sup>のち</sup>には然<sup>しか</sup>らずと誤<sup>ご</sup>正<sup>せい</sup>せ、而<sup>しか</sup>かも多<sup>おほ</sup>く<sup>く</sup>の意<sup>い</sup>想<sup>さう</sup>の<sup>しゆ</sup>出<sup>で</sup>で<sup>た</sup>殆<sup>たいてい</sup>んど常<sup>じやう</sup>識<sup>し</sup>を以<sup>もつ</sup>て測<sup>はか</sup>られざる者<sup>もの</sup>あり、去<sup>い</sup>れば今<sup>いま</sup>後<sup>ご</sup>の<sup>こと</sup>亦<sup>また</sup>如何<sup>いか</sup>に局<sup>きよく</sup>面<sup>めん</sup>を轉<sup>てん</sup>換<sup>かん</sup>せべきか<sup>か</sup>今<sup>いま</sup>豫<sup>よ</sup>め知<sup>ち</sup>る能<sup>よ</sup>はざれども今<sup>いま</sup>日<sup>にち</sup>迄<sup>いた</sup>の<sup>こと</sup>諸<sup>しよ</sup>報<sup>ほう</sup>道<sup>だう</sup>に微<sup>ちひ</sup>ずれば大<sup>たい</sup>要<sup>やう</sup>左<sup>さ</sup>の如<sup>ごと</sup>し、

義和團なる者は西人及び西教徒の跋扈<sup>はつこ</sup>を怨<sup>うら</sup>み排<sup>は</sup>外<sup>がい</sup>の情<sup>じやう</sup>猛<sup>もう</sup>烈<sup>れつ</sup>ある一團<sup>いつだん</sup>なること、

義和團と北京朝廷とは勢息<sup>せいそく</sup>を通<sup>とほ</sup>ずること、

北京朝廷は總理衙門の大臣たる端郡王、剛毅等の爲めに勢力<sup>せいりきよく</sup>を占

められ、殊に端郡王の繼嗣<sup>けいし</sup>上の關係よりして皇位<sup>わうゐ</sup>を篡奪<sup>せんがく</sup>せんとするること、

僅々四十里に滿たざる天津北京間の聯絡未だ通<sup>つう</sup>せず、列國公使(獨逸公使殺害<sup>どつぎくしころがひ</sup>のことと除<sup>と</sup>く)の安否不明なること、

李、張、劉等の意思舉動曖昧なること、

聯合軍現下の目的と北京に進入<sup>しんじゆ</sup>せるに在ること、

吾人の篇初<sup>へんしよ</sup>に支那問題は遠<sup>とほ</sup>遠<sup>とほ</sup>なる將來に於て解釋を待つべきものにあらざると爲せしに、今や尤も急切<sup>きふせつ</sup>に解釋を要<sup>よ</sup>すべき秋<sup>あき</sup>となれり、然<sup>しか</sup>ども大勢<sup>たいせい</sup>なる者の自ら存<sup>ぞん</sup>して又助<sup>たす</sup>かすべらざる者なり、時局の轉變<sup>てんぺん</sup>や瞬<sup>しゆん</sup>に決<sup>けつ</sup>せらるべら場合<sup>あひあひ</sup>ありと雖<sup>な</sup>ども、其間抗<sup>かう</sup>す可<sup>べ</sup>らざる一<sup>いつ</sup>道<sup>だう</sup>の貫<sup>くわん</sup>流<sup>りゆう</sup>せることを知らざる可<sup>べ</sup>らず、露の一新<sup>いん</sup>出<sup>しゆ</sup>清國の亡<sup>は</sup>た<sup>た</sup>を叫<sup>せう</sup>呼<sup>こ</sup>すればい<sup>い</sup>や鉄騎滿洲の野を蹂躪<sup>じゆりつ</sup>するものとなして驚<sup>おど</sup>懼<sup>こ</sup>し、英の政客極

東の平和は日本を除外すべからずと談すれば日英同盟と飛び上り、獨逸皇帝が北京城頭に國旗を掲ぐべしと激昂せりと聞けり。艦艦は最早渤海灣頭に突入せるかの如くに恐怖するが如きは、畢竟此の貫流を識解せざるもの而已、從て今日諸々たる保全、分割の議論の如き多くは散漫たる一時の言に過ぎずして大勢に介究する所なき者として吾人の與せざる所なりとす、

世人多くの支那の分割の運命を免れざるべしといふ、殊に今回の動亂以來愈々分割は實行せらるべしと説く者あれども、果して説者の言の如く其分割なるもの容易に行これ得べき者ある乎、勿論英佛米の諸國が通商云々を口よするも露や獨と同様に老大國に對して慾望を有しつゝあるは事實なり、然ども國情自から異なるものあり、理勢も亦同トからざるものあり、理屈の上こそ彼の米國新聞のいふが

如く、露は盛京省滿洲とか獨の膠洲灣より西南方とか英は東京より西方に延長るせ領土とか細張し得べけれど、是れ列國が既往に於ける權威範圍に就き一時仮構せるに過ぎずして、斯の如く容易に決し得べき者に非ざるべし、由來清國は歐洲の土耳其を以て比せらるる者、而して君主丁垣堡を取りて歐亞交通の關鍵を扼し宇内に雄飛する基脚を建てむとの彼得大帝以來露に大方針として世人の熟知する所、クリミヤ戰爭の前に於て露帝尼格拉一世は土耳其は大病人なり今や將に死に瀕せむとす其死後の遺産は露英二國之を分割せざる可らずと語りしと傳ふれど、四十年後の今日土耳其の依然たる土耳其にして、幾度か歐洲外交家の卓上に供せられて死活を議せられしと雖も、内治改良を要求を受くるに止まりて今でと分割を唱ふる者さへ無きに至れるに非ずや、畢竟之れ列國が勢力均衡上分割の容易な

らざるに依らずむはめらず、而して支那の土耳其に比して一層複雑なる者あり、仮りに或一國が分割を主張すればとて列國の情勢果して之に同意しべきや否や、

極東問題に對して、尠くも英米と露獨と其見解を異にする者たることを知らざる可らず、換言すれば露と英とは到底利害の上に於て一致せざる者たるを解せざる可らず、露の南進を企圖せる一日にわらず、機に投下竅を衝くの政策の若々其功を奏し、今や土耳其を壓し印度に迫り波斯を侵し西ハスオラス海峡より東ハ黄海に至る七千六百哩の廣さを以て南進するに至れり、之れ英の忍び得る所なる乎、英は亞細亞に於て二百五十萬方哩餘の領地及び附屬地と二億七千萬餘の人口を有し、二萬一千哩の鐵道と六萬七千哩の陸海電線は其手にあると同時に政府二億五千萬磅以上の資金を投入せり、若し

私業上に放資せる金額を數ふれば幾百万なるかを知らず、加ふるに歐亞兩洲の貿易の五分の四ハ英國人の手に在るに於てと、極東問題ハ英の主腦問題に於て彼の南下の露と疆土を接するの輕忽にせむべからざるは、蓋し英の夙に講究せる所なるべし、吾人は英のコーソンの露國が東洋に於ける地位益々鞏固となれば、彼れが我に對する歐洲並亞細亞政畧の益々強剛主義となるべし豈恐れざる可んや豈備へざる可んやとの言を以て、能く英の執るべき政策を喝破せりと爲すに躊躇せる者、露人が露國の雪崩一たびバミールの高原より或ハ他の處より猛然印度の野に墜下せば絶東に於ける印度大帝國の英領地を一撃の下に潰壓と了せんとは、必ずしも露人の壯語にわらずして一般にしか信ずる所なるべく、而して英の關心する所も亦た之れに出でざるべしと信ず、

假令に露にして滿洲の野に續て東山省の地を得たるものとなし、英は揚子江沿岸の地を得たりとせるも、其情勢は而往に於て一變を免るゝ能はざるべし。外交上の關係は領地の接近に依て困難を加ふるの理は何人も諒知せる所、土地領有の名に眩して從來占有せる絶大の利得を危態ならしむるの迂愚ハ思ふに英の執らざる所ならむ、是れ英と露との見知一致せざる所以にして、又英露の衝突ハ竟に免れざるべく、而して東亞の危機も過れるが如く風評せる所以なり、説を爲す者あり、露と三國同盟の力によりて極東に分割の野心を遂行するに至るべしと、然り佛は歐洲大陸の關係上露の歡心を買ふに汲々たり、獨も亦佛の同盟國たる露の敵視を受くるの不利にして且つ極東に對して後進者の地位より一躍するの手段として露と結ぶに至れりと雖ども、此の同盟を以て極東に於ける侵略的同盟となし其

所期を遂行するには鐵火も辞せざるべしといふが如きは迂愚見而已假令に露が露骨に南下の野心を一舉に遂行せんとして分割策を提議せんとする乎、英米は反對するなるべく、佛も既往に於ける地位を保維せる上よりして反對は態度を執るに至るべし、殊に露が南進の準備たる西比利亞鐵道のバイカル湖より南岐して北京に達する線路浦羅斯德より滿洲南部を貫通して牛莊山海關に達する線路は、夙に其經濟熟せりと雖も成功を見るの日に數年の後に在り、露ハ是を以て尙ほ忍むで無謀無策の舉に出むとすとは吾人の信する能はざる所要するに之れ邦人の恐露病的見地に出でし鬼胎の説に過ずして、一引二弦を張るが如き外交を以て得意とせる露と今日の情勢露骨に而かも無謀無策の行動に出づる莫きは萬々にして、從て英との衝突も亦今日に於て鐵火の上に發顯するが如きこと莫かるべし、況や今回

の動乱に對しては列國互に協同の範圍を逸脱せざるを努むると共に  
 或る一國の逸脱をも許さざるの情勢あるに於ては、  
 仮りに勢熟し分割の計を實行するとせん乎、四億の民衆を壓服し四  
 百餘洲の地を各自家の領中と包有し得べしと爲す乎、列國協同の力  
 を以てすれば、北京に進入することも難からざるべく北京政府を轉  
 覆することも爲し得べし、而かも茫漠たる四百餘洲と四億民衆の土  
 崩を如何せん、

由來支那人の外人を疾惡敵視するの情は頗る太甚しく殆ど其通有性  
 なるが如し、然ども是れ必ずしも其無智無識にのみ依れる者と爲す  
 可からず、彼れ歐人の正義人道を説く随分久しきことながら、異人種  
 異宗教を輕侮するの念太甚しく従い差別を立つること深刻に、萬事  
 白人は他人種を支配せべき運命を有すといふが如き悖理の眼を以て

亞人に對するより、老大國人に對しては殊も太甚しき者あるを見る  
 其暴横の行動無法の處置は支那民族の腦裡に深印して生平憤懣する  
 所、變じて嫌惡敵視の情となるは蓋し免れざることなり、此の嫌惡  
 敵視の情烈炎なる民族を對手とせんことを既に難し、加ふるに各省  
 處として匪徒の團を作さざる莫く、擾々紛々機會の乘すべき者さへ  
 あれと直に爆發せんとせるの勢なり、況や列國愈々兵力を以て禹域  
 の山河を分割せんとするに於ては、仮令新興の重きを持し毅然とし  
 て一世に呼號する的人物に乏しとするも、國家の非運を憤慨し職  
 起矛を取て立たむとする草澤の英雄其の人に乏しからず、若し外人  
 疾惡の情熾なる國人を率ゐ無賴不逞死を辞せざるの匪徒を驅り諸方  
 相響應して蜂起せば、恰も窟中蜂巢の破れたるが如く、如何に列國  
 の力を以てすと雖も之を鎮壓屈服するに容易ならざる御瞭たること

にして、今回の匪徒動乱に徴せざるも知り得べきことなり、  
 或のいふ、露國の聯合軍を以て清國に臨むと雖を割くに牛刀を用ら  
 るが如しと、理は將に然り、然ども現下の聯合軍を見よ、僅に天津  
 に陥れたる今日に於て既に分裂せんとするの徴ありとの報さへ傳は  
 れり、吾人は容易く是等の報道を信するものにあられども、聯合  
 軍が或る點に於て甚だ薄弱にして而して列國出兵の困難なるを確認  
 する者あり、露の如き其陸軍は平時二百萬戰時五百萬世界匹敵すべ  
 き者なしと稱せれど、其戰闘力は直に東亞に發顯し能とざるに非ず  
 や、滿洲一度擾亂すれば天津にある露軍は撤退せざる迄に至らずとす  
 るも更に兵力を増す能はずとの風評さへ傳はるのみならず、兵力輸  
 送の機關たる西伯利亞橫貫鐵道にして一度中断せられんか、所謂文  
 明の利器の何等爲すなきの態に陥むとす、兵員寡少糧餉繼かざるの

困○難○の○是○れ○昔○に○露○國○の○み○な○ら○ず○列○國○均○し○く○然○り○、  
 打○て○も○毆○て○も○平○然  
 たるは支那人の特長、彼の明末清初の如く數百萬の人命を犠牲にま  
 るを辭せずとするも、數年に亘る擾亂鎮壓の爲め各自の國力を犠牲  
 に供ふる決心ある乎、よし國力を擧げて鎮壓を努め一部の秩序を保  
 維し得たりとするも、尠くも十數年の間の所在に蜂起する遺民の爲  
 めに奔勞せざるを得ず、是豈列國の堪ふる所ならむや、況や其聯合  
 なる者と或はある一國の野心の爲め或は利害衝突の爲め所期の半に  
 達せざるに早や已に破裂瓦解を免れざるは賭易きことなるに於てな  
 や、老大國の一大潛勢力を誤認せる失敗と列國のよ、再びする所、  
 あらざるべし、列國は既に勢力均衡權威範圍の名目の下に幾多の利  
 益を解断せり、今回も動乱は假令平和に局を結ぶとするも、尠くも  
 既に比して其利益線を伸長せざるを得べし、然るに何を苦むで故ら



に迂愚の舉に出づるをせむ、要するに一人潛勢力を有する支那民族を無視せる領土分割の如き一の空論而已、吾人は斷つて此を信ぜざる也、

蓋し今回の動乱たる清國の爲め憐察すべきものあり、團匪並に暴官等が横暴凶惡の罪跡は素より惡むべく將懲すべきことなれども、之を挑發せるの責は列國の分たざるを得ざる所、且つ事の此に至れる敢て主權者の本意にあらざるは最近の情報に由りて明かなることなれば、若し清廷にして形勢一變化を來し、事構和に出づるよ於ては列國其内情を諒せざる可らず、況や露獨佛は曾て東洋平和の爲めに我國をして其優勝權を放棄せしめしに非ずや、清民の衷情憐察すべく動亂の案外に過激となりし事由既又諒すべきものありとすれば、曾て東洋平和の擔保者たる地位に立ちし露獨佛の諸國は率先して此

憐むべき老大國の平和を克復するを努め、併せて東洋の平和を永遠に保維するの途に出づべきは、理將に然らざるを得ざることなり、支那分割は世界立國の大義に背反するや論なし、然ども彼れ歐洲の列國が常に唱道する國際法の原則の如き、彼等が口癖の如く唱ふる人道と同様に、白人は異種族を征服して國情を同化せしむるの義務あり是れ其種族の幸福を増進する所以なりといふが如き勝手の見解を適用せるより、亞人よ對する同等の權利を以てせず酷遇壓虐の匪行を演じて慙も愧ずる所なし、從來列國が老大國に對する不法專横の行動即ち是に外ならず、去れば吾人は大義に持期して老大國將來の運命を云爲するものにあらずと雖も、既に詳説せる如く、老大國の時々解體の徵候を示むが如きことあるも、土耳其の分割さへ容易に行へ難き列國の情勢なれば、土耳其に比して數層複雑に殊に一大

潛勢力を有する老大國に對して分割の容易に行はざるを確認する者、從て我國の執るべき對清政策は自から其の道あり、他なし東洋の先進國を以て自ら任す正義公道の指命せる所により老大國を誘導啓發して永く東洋の平和を保維すること是なり、尙ほ切言せば極東の平和に對して發言權を有する我國は今回の動亂を機とし列國と協同して老大國の根本的革新を行へ、以て列國爭奪の野心を杜絶し併せて東洋禍亂の種子を鋤去するの途に出でざる可らず、我國の採るべき策實に此處に在り、

蓋し東洋の平和は獨り東洋の平和にあらざして世界の平和なり、理非を論せず情勢を顧みず、強て其野心を老大國に遂げむと欲するもれば、之れ世界文明の共敵にして我國の斷々乎反對せざる可らざる所、念ふに我と共に此の共敵に對して最後の手段に訴ふるも辭

せざるものあるべしと雖も、吾人は斯る事莫らむことを希望すると共に又此の事無きを信ず、若し我が外交にして宜しきを得、能く此の公明なる政策に基き文明國の責任を將て列國に提供する所あらば、尙ほ四五年前の古耳古開嶺か、ベルガン半島及び地中海の慘狀を救脱して列國保全論に一致せしが如く、今回の動亂の誘はれて老大國内政の革新となり、東洋の平和を確保するの機會となるに至るべし是れ列國の情勢分割を遂行し能はざる今日に於て、我國が外交局面に處すべき所なりとす、然らば老大國の内政を革新するの道如何、吾人説あり試に之を論せむ、

清國の革新を説く談索より容易ならず、譬へは清國の弊實は病膏肓に入るが如し、姑息の改革能く救治すべき所にあらざれば、其弊實を打破し病根を斷滅せんには大猛斷を以て根底より一新せざる可ら

ず、而して之を爲すの道他なし、頑冥不靈事理に通せざる滿洲黨一輩の徒を洗滌し革新の意見を有せる者をして代て要路に立たしめて新機運を形作るに在り、

由來機運の變革たる時と勢と人と相俟つ所莫かるべからず、時と勢とは既に熟せり、然ども此の時と勢とを利用して新機運を形作するの人も亦以て清國の三傑と推稱せる李鴻章、張之洞、劉坤一の如き、能く自國革新の重を負ふて滿洲黨を一掃するの雄圖あるか、傳ふる

所に依れば往年ゴルドン將軍李に獨立を勸むるや李は沈思すること良久しく除く曰く、吾れ清廷の恩に負くこと能はずと答へしといふ、又た近時刻に北廷と絶ち自強の計を爲さべきを説く者ありしに劉は流涕國歩の艱難を慨するの外一も雄圖の見を語りしことなしと評するものあり、正直の處劉の一の泣男にして張は憶病者李爺は即ち狸爺にして横着者のみと、蓋し彼等と北廷と絶つて自立せる程の野心も莫ければ又一身を犠牲に供して清廷を一新して國歩の艱難を濟ふ程の雄圖も莫し、去れば清國の一大革新を以て是等諸老の自動的行動に望むは望む者の妄よして、諸老の信念と年既に老いて千里の逸足を展べ難し如かず自己の位地を保ちて殘年を終らむにはといふ位に過ぎざるべし、李や張や劉や既に然り、其他知るべき而已

清國今日の大官中三老の外に氣魄あるものもあり、才幹あるものも

あり、學識あるものもありと雖も、悉く局部の才人は足らず、然らば在野の人物は如何、言を爲す者あり曰く、在野の人物といふも實の寡々幾くもなく、重なるは戊戌政變の際に革職せられたる者共なり、四十餘年前髮賊南河を風靡して金陵に帝を稱せしの時時に、一藝一能の士と雖も趨て朝に往かざるもの皆下りて其幕下に歸し一時群雄輩出せりと雖も、事成らずして敗るゝや前後悉く誅滅に伏し、且つ支那の國情官に在りしもの或い金ある者にわらざれば郷黨に勢力なく空論徒談して自から天下の豪傑と稱するも窮措大にて到底群を集め大事を企つること難きなり、故に前に督撫等の高官に在りしものも、一朝野に下れば存外に根柢をく久しく野心を抱いて人心收攬を力むる度の人物にあらざるよりと、一省は愚か半省を提げて起つとも困難なり、此點は本邦人の宜しく一考をべき所なりと

想ふと、清國の情勢將に然り、去れば在野にも亦一代の風雲を拉して革新の雄圖を策する者なきと申すべからざることにして、吾人の不幸にも其人を見る能はざるなり、然りと雖も、老大國革新の勢を將と熟せり、若し我國にして此の時を利し列國と協同して啓發するならば、四億の民衆用て以て革新を助成する人無にしもあらず、必や蹠足して起ち居然たる新國家を創立するを見るに至るべきや、梁空の見にあらざる也、李、張、劉等の自動的飛躍を喚て清國の革新を遂成せむとするは望む可らざることなれども、兎に角三總督は今日老大國に於て重恩を負ふもの、新機運を形成せるに於て之を措く可らず、況や其門下亦爲すに足るべき者あるに於てをや、加ふるに在野の人物としては陳寶箴、文廷式、孫文、康有爲あり、馬建忠、黃遵憲、張蔭桓、唐儀

嗚、吳汝繪等あり、費用のべきの士、唯自から起て風雲を呼ぶの力、  
 氣なきか又の威望勢力足らずして起つ能ざるものなれば、是等清  
 國の精力を革新に鐘むるは老大國を新興せしむる所以、無用の兵と  
 窮め無功の武を贖すが如きハ、應に用ゆべき逸材高足の士を反撥せ  
 しのて徒ら擾亂を誘起する而已、是れ老大國を提醒せしむる所以  
 の道よあらざるなり、

從來列國は北京政府の綱紀頹廢して在朝の官人暗弱腐敗せる間、利  
 益を逞ふせるより、啓發の愚か渾濁不動の儘に苟安守舊せしむるを  
 以て利とせし者ありと雖も、今や列國も其一大潛勢力を認識せると  
 共に、四百餘州四億民衆の土崩瓦解の堪ゆる所にあらざるを覺  
 知せるならむ、既に此の理勢に於て得する所ありとせば、我國  
 の確乎たる對清政策を基き、外は列國間に斡旋し内は革新意見を懷

抱せる志士に力を藉し、以て非政を刷新し大陸に獨立國を建設する  
 の事に出でざる可らず、而して之を遂行せんには血を見るを辭せず  
 とするも、必ずしも兵力の一點張りに依りて焦頭爛額と爲すを要せ  
 ざるなり、

然れども之を遂ぐるに當りては媾和に先ち列國間に確乎たる協商を  
 經ざる可らず、即ち尠くも列國の共同監督の下に革新を遂行するこ  
 と、弊害の根本たる滿洲黨一輩の頑冥連を一拂し革新の志を抱ける  
 有爲の士をして要路に立たしむること等を協定せざる可らず、或ハ  
 列國各利害を異にするの今日道般の協商能く成立し得るや否を疑ふ  
 ものあり、これ素より難事なるべし雖と、列國の情勢分劑を遂行し  
 能はず又腐敗沈滞の將來極めて危険なるを覺知するに於ては、革新  
 の事己むを得ざるものあるにあらざるや、從來列國が清國に對して驚

口する所以のもの、清國の頑冥自國の利益を損傷せしむる在り、然るに這般の革新ハ將來に於ける國際間の危困を排除し依て以て極東の平和を永遠に保維せ得べきことなれば、假令極東に大野心を抱藏すと稱せらるゝものありと雖も、何すれど公然反對を爲すを得む況や露獨佛は曾て東洋の平和に口を藉れる者、殊に露の如き萬國平和會議の主唱者たるに於ては、故に外交の手腕如何によりては、列國をして將來清國に對し侵略的行動を爲さざる底の保證をも爲さしめ得べく、從前專横脅取せる巨大なる贖品を擧げて還附せしむることをも爲さしめ得べし、斯くてこそ内に紛擾の危困を排除し、外に列國の野心を杜絶し所謂極東の平和を實現するべし、是れ列國の良意を我國に集注せしめ老大國の興復を籌策すべき秋もあらずして何ぞ、禍を轉じて福と作すの即ち此の一舉に在り、若し我が對

清對列國策として又もや歩を誤らむ乎、最早東洋の平和に對して發言權を放棄せると同様の場合に立ち至るべし、これ寔に我が當局者の三たび意を致すべし所にして、吾人は世の賸々流者の如く字内の平和策を夢みて徒らに此の言を爲す者にあらざる也

之を要するに、巨人の眠れるが如き老大國は今尙は兩耳を掩て臥床に横たれりと雖も、革新の運機將に熟して我國を埃らつゝあり、彼の猫眼的の見を持して時日英同盟を説き時に日露協商を叫び、寸讓尺退の迂愚に陥るが如き吾人の斷つて與せざる所なりとす

轉禍爲福の機は今日に在り、清國今回の動亂ハ遽かに失望落膽すべからず、是を老大國の爲めに念ふに殆ど天授の好機にして、而して我國ハ雄圖を策すべきの秋なりといふ所以なり、然ども事局の變轉ハ問隙を容れず、如何に局面を變更すべきやは頗る掛慮の事たるも



然○れ○も○今○般○の○動○亂○に○對○する○終○局○に○あ○ら○ず○、○今○後○清○廷○が○如○何○なる○行○  
 動○を○為○ま○す○か○列○國○が○如○何○なる○態○度○を○以○て○之○に○應○せ○ん○と○す○る○か○は○大○  
 に○注○目○す○べ○き○所○に○し○て○、○兵○戈○の○上○に○於○て○局○を○告○く○る○の○期○近○づ○け○る○が○  
 如○し○と○雖○も○、○吾○人○が○當○初○叫○呼○せ○る○外○交○の○局○面○は○今○日○以○後○更○に○正○式○に○  
 開○か○れ○し○と○も○、○我○為○政○者○が○國○民○輿○論○の○上○に○立○つ○て○事○を○處○す○べ○き○の○將○  
 に○今○後○又○在○り○、○議○ら○ず○當○局○者○は○如○何○なる○對○清○對○列○國○策○を○執○ら○し○と○も○  
 乎○ (大尾)

本篇校閱の甚だ疎にして誤植の多きは本所の大謝に堪ざる所而して所員臥病の際し印刷遅引の罪是又本所謹みて謝し奉る

印刷所長敬白

明治三十三年九月五日印刷  
 全 年九月十二日發行

定價金拾五錢

新潟縣上族

今泉 鐸次郎

新潟縣新潟市西大畑町壹番戸

印刷人

酒 井 新 吉

全縣南蒲原郡三條町字三町第五番戸

印刷所

樋口活版所

全縣全郡全町全所

發行所

樋口小左衛門書舗

全縣全郡全町全所





29  
187

複製不許

全 明治三十三年九月五日印刷  
年九月廿日發行

定價金拾五錢

新潟縣士族

著者兼  
發行人

今泉 鐸次郎

新潟縣新潟市西大畑町壹番ノ三

印刷人

酒井 新吉

全縣南蒲原郡三條町字三町第壹番戶

印刷所

樋口 活版所

全縣全郡全町全所

發行所

樋口小左衛門書舖

全縣全郡全町全所

29

187

